# 平成21年 第1回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成21年3月3日 午前10時00分 開議 於田原本町議会議場

- 1, 出 席 議 員 (14名)
  - 1番 古 立 憲 昭 君
  - 3番 竹 邑 利 文 君
  - 5番 吉 田 容 工 君
  - 7番 松 本 美也子 君
  - 9番 吉川博一君
  - 11番 上 田 幸 弘 君
  - 13番 竹 村 和 勇 君
  - 15番 欠 員

- 2番 西川 六 男 君
- 4番 辻 一 夫 君
- 6番 植 田 昌 孝 君
- 8番 小 走 善 秀 君
- 10番 松 本 宗 弘 君
- 12番 安 達 周 玄 君
- 14番 欠 員
- 16番 鶴 藤 幾 長 君
- 1, 欠 席 議 員 (0名)
- 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松 井 敦 博 君 議事係長 谷口定幸君

1,地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長 寺 田 典 弘 君 副 町 長 森 淳 君 総務部長 君 総務部参事 男 君 中 島 昭 司 石 本 孝 明 君 君 住民福祉部長 松 田 生活環境部長 小 西 敏 夫 産業建設部長 島 庸 光 君 水道部長 渡 邉 和 博 君 森

総務課長吉川 建君 監査委員 宏 君 楢 教育委員長 大 西 宏 興 君 教 育 長 濱川利郎 君 教育次長 松原伸兆君 会計管理者 福西 博一 君 農業委員会事務局長 選挙管理委員会 芳 安 部 和 夫 君 鍬 田 嗣君 事務局長

### 1,議事日程

# 日程1.一般質問

- 1. 2番 西 川 六 男 議員
  - 1. 田原本町の教育を充実するために
    - (1) 改訂学習指導要領の実施について
    - (2) 英語活動を実施するための条件整備を
    - (3) 学校教育課の設置を
    - (4) 30人学級の実施を
    - (5) 教育予算の増額を
    - (6) 教職員人事について
    - (7) 学校の適正規模化について
  - 2. 町づくりにむけた施策の優先順位について
- 2. 3番 竹 邑 利 文 議員
  - 1. 公用車の件について
    - (1)管理状態について
    - (2) 私用車を公用に使用する場合の規定はあるのか
  - 2. 高齢化社会に向けて
    - (1) 公園管理人制度について
    - (2) 認知症に対する介護予防について
- 3. 1番 古 立 憲 昭 議員
  - 1. 水道事業について
    - (1) 19年度の監査報告を踏まえて今後の対策は
    - (2) 滞納者及び震災時の対策は

- 2. 公共交通について
  - (1) 本町の住民の足をどのように考えておられるか
  - (2) 地域活性化としての公共交通は
- 3. 職員の昇任について
  - (1) 任用試験になぜ町長は構成メンバーに入らないのか
  - (2) 筆記試験で公正な判断ができるのか
  - (3) 試験以外の項目で昇任の可能性は
- 4. 8番 小 走 善 秀 議員
  - ・定額給付金の支給について
- 5. 5番 吉 田 容 工 議員
  - 1. 学童保育について
    - (1) 町は学童保育の役割をどのように考えているのか?
    - (2) 4年生以上に対象者を広げる努力をされているのか?
    - (3) 放課後児童指導員の時給はいくらか?改善する予定はあるのか?
  - 2. 徴税の取り扱いについて
    - (1) 本町の場合、滞納者の実情把握をどのようにしているのか? 差押え予告はどのように送達されているのか?
    - (2) 滞納分と現年度分の納付について一般的にどのように指導しているのか?相談内容についてどのような話を交わしたのか記録しているのか?
    - (3) 誓約書履行中に、一方的に差押えされることはありませんね?
  - 3. 指名業者の評価について
    - (1) 今後、主観的評価について、どのように検討しているのか?
    - (2) 主観的評価で、優秀な技術を持った業者をどのように評価するのか?
    - (3) 施工状況の中に「建退共の証紙が適切に配布され管理されている」という項目があります。建退共の証紙を購入した領収書は 添付書類として確認できますが、実際に働いた人に渡したかど

うか?特に他の業者に下請けに出した場合は、どのように確認・管理するのか?

- (4) 直接施工状況はどのように点検、捕捉されるのか?
- 6. 7番 松 本 美也子 議員
  - 1. 「災害に強いまちづくり」について
    - (1) 防災担当課の整備、充実について
    - (2) 自主防災組織の進捗状況と今後の取り組み目標について
    - (3) 災害時要援護者の避難支援対策への取り組みについて
    - (4) 洪水ハザードマップ、アクションプランの活用、取り組みについて
  - 2. 持続発展教育(ESD)の学校現場への普及促進を図るためにユネスコ・スクールへの参加、活用について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 午前10時00分 開議

○議長(松本宗弘君) ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。 よって議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

# 一般質問

○議長(松本宗弘君) 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のために申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により、3回を超えることはできません。

それでは質問通告順により順次質問を許します。2番、西川議員。

#### (2番 西川六男君 登壇)

○2番(西川六男君) 議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問いたします。

最初に、来年度予算の新規事業としてコミュニティバス等の実証運行も視野に入れた法定の協議会の設置をされます寺田町政の適切な判断を高く評価したいと思います。

これまで町民の皆様からいただきました病院に行ったり、買い物に行ったり、また図書館に行ったりするために、コミュニティバスなどの移動手段を実施してほしいとのご意見を受け、議会で提案してまいりました議員の一人として、実現に向け大きく前進いたしましたことに対して、今回の寺田町長の姿勢を高く評価し賛同いたします。

さて、日本では今日もこのときにも職を失う若者がいます。町工場を畳む経営者がいます。1円でも安い品物を探す主婦がいます。なのに日本の政治は迷走を深めております。政治の混乱は国民の生活や、国家としての日本の存在に大きな影響を与えております。政治の混乱以上に、次代を担う子どもたちを育む学校教育に混乱があってはなりません。

ご存じのように、昨年、平成20年3月に小・中学校の学習指導要領が改訂され、 小学校は平成23年4月から、中学校は平成24年4月から完全実施されます。今 年平成21年4月から一部先行実施が小・中学校で始まります。学校で取り組む教育の内容を定めた学習指導要領は、これまでほぼ10年ごとに一定の割合で改訂されてまいりました。おおまかな流れは次のとおりであります。

戦前は教師主導の教え込み中心の教育が行われました。その反省から戦後初期の学習指導要領は、知識中心よりも子どもの経験をもとにした問題解決学習が唱えられました。しかしながら、1950年代後半に高度経済成長が進むと、国民の教育水準の向上を目指し、子どもたちへの知識の詰め込み教育が再び進みました。その結果、受験競争の激化や学歴偏重の風潮を招きました。これを背景に、この知識の詰め込み教育に対して「ゆとり」をスローガンとした改訂が1977年に行われました。さらに次の1989年の改訂では、ゆとり教育をさらに進めて「教育の個性化」を旗印に「新しい学力観」という新しいキーワードが生み出されました。そして1998年に告示され、現在行われております学習指導要領では、さらに「ゆとり教育」の流れを進めて「生きる力」をキーワードに「総合的な学習の推進」をてこにした改革が進められました。

この改革では、授業のあり方や子どもたちの学びのあり方など、教育史上これまでにない大きな質的転換が行われ、教育内容も3割削減されました。「一斉授業や教師主導による知識の詰め込みでは、社会の変化に対応できる子どもの育成は図れない」とされ、子どもたちが主体の新しいタイプの授業や活動、教材や方法が求められました。また「指導から支援へ」の考えに基づき、従来の一斉授業は否定され、「教師は子どもたちに寄り添うことが大切である」との考えが推し進められ、基本的な学習事項の習得を軽視するような考えも広まりました。しかし、「ゆとり教育で学力が低下した」との論争により、文部科学省はこれまで主張してきた方針を一転して、「確かな学力の育成」を合言葉として、学力向上路線に軌道修正を図りました。そして、「教育内容の3割削減は誤りであった」「総合的な学習の時間は廃止、あるいは大幅に削減すべきである」「できる子を伸ばすために能力別編成を導入すべきである」「全国一律の学力テストを実施しなければならない」と主張いたしました。

この考えに基づき、今年4月から先行実施されます今回の改訂では、例えば小学校では、総授業単位時数を287時間ふやし、教育内容もふやされることになりま

した。

この学習指導要領の流れを見ますと、大まかに言って改革の重点方針が2つの極の間を振り子のように行ったり来たりしております。

その2つの極の1つは、知識を子どもたちに伝えることを最も重要なものと考え、 学力テストの点数などに表れる数字をもとに教育水準の向上を図っていこうとする 「知識重視の伝統的な考え」であります。もう1つの極は、子どもたち自身の学習 意欲や生活を改善していこうとする態度を大切なものと考える「態度重視の子ども 中心の考え」の極であります。そして今回は、振り子が「知識重視の考え」に大き く振れることになります。

大阪大学の志水宏吉教授は、その著書『学力を育てる』で次のように表現されて おります。

「1998年の第6次の改訂で態度重視のゆとり教育の極に向けて、さらにアクセルが踏み込まれたと思った途端に、今回の改訂でギアをバックに入れるような事態を文部科学省は生じさせたのである。ハンドルを左に切った直後に、右にハンドルを同じぐらい大きく切り直すようなものである。車の中にいる人々、すなわち学校現場にいる教師や子どもたちはたまったものではない」と述べられております。

東京大学の刈谷剛彦教授は、その著書『教育改革の幻想』の中で、「政治が教育を翻弄している」と主張しておいでになります。

このような考えの揺れは、学校現場に大きな混乱をもたらしております。教師も 困惑をしております。しかし、最大の犠牲者は子どもたちであります。この振り子 で教育内容が3割削減された教科書で学習した子どもたちはどのようになるのでし ょうか。この影響の大きい重要な教育政策の揺り返しに対して、だれが責任を取る のでしょうか。現在大学では、かつて高校で教えていた学習内容を大学1年生で教 えなければならないと言われております。また、教育への市場原理が導入される中 で、学習塾がゆとり教育時代には「3割削減されるので塾で勉強しよう」と呼びか け、今は「3割ふえ勉強が難しくなるので塾で勉強しよう」と宣伝をしております。 このように教育が翻弄されております。これは教育立国を唱えながら、社会の変 化を理由にして、政治的に流行を追いかけているために、不易であるべき教育の基

本理念までもが一貫せず、振り子のように右往左往しているからだと私は考えます。

また、今回の改訂にはいろいろな問題点も指摘されております。改訂では、とりわけ算数などでは、現行学習指導要領で上の学年に上げた内容のかなり多くを下の学年に下ろしてきていますが、その内容は、教科の系統性や、子どもの発達段階を考慮したものとはなっておりません。

例えば、小学校2年生の算数で直角三角形を教えよとして、「直角」という言葉も教えるとしています。ところが「角」そのものは、3年生で教えることになっています。角を教えず直角を教えるというのは無理のあることだと考えます。授業時数については、小学校1年生では毎日5時間授業になるなど、子どもたちへ一層の学習負担がふえることになると考えられます。

この学習指導要領の改訂の問題点につきましては、私は平成18年第1回定例会(3月議会)で質問をいたしました。その際述べましたように、学習指導要領は法的拘束性を持っており、文部科学省や県教育委員会の指導を受けなければなりませんけれども、地方分権の時代に、地域の教育に責任を持つべきは市町村の教育委員会であります。市町村の教育委員会が改訂案に示されておりますように、各学校において教育課程を編成するという立場を尊重し、現場での創意工夫と闊達な教育活動を保障することが大切だと考えます。ぜひ田原本町の子どもと教育を守り、教育の根本理念を踏まえ、日本の教育の流れや世界的な教育思潮を見据え、大局的な立場から学校の教育現場のほうを向いた、少なくとも学校現場に混乱を持ち込むことのないような教育行政を推進していただきたいと思います。

来年度から学習指導要領が先行実施されるに当たり、田原本町の教育に責任を持つべき田原本町教育委員会の基本的なお考えをお聞きしたいと思います。

次に、改訂を踏まえて質問をいたします。

5年生・6年生の総合的学習の時間に、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図る態度の育成を図ることを目標にして、外国語活動として英語活動が来年度から先行実施されます。保護者の皆さんから「英語の塾に行かしたほうがいいのか」など質問をいただきます。また、旺文社のアンケートによりますと、学校現場では53%が「不安がある」と回答しております。指導の内容や方法、教材・教具など、何をどうやって教えるのか、だれが教えるのかなどに不安を感じておられます。

この英語活動を実施するに当たり、例えば中学校との情報交換はどのようにするのか。近隣小学校との情報交換の体制をどうつくるのか。教師の研修費用の保障やALT(外国語指導助手)の小学校への来校頻度をどのようにするのか、また独自の英語講師の派遣などを考えるのかなど、具体的にどのように条件を整備し小学校を支援されるのかお聞かせいただきたいと思います。

私は平成18年第1回定例会において、学校教育の推進体制を充実するために田原本町教育委員会に学校教育課を設置すべきであるとの提案を行いました。これに対して、森口教育長が「現在の少子化状況、財政状況からさらに検討すべきもの」と答弁をされておられます。しかし今日、学習指導要領の改訂を含めた教育改革などの諸施策や課題の多い生徒指導、地域や保護者への対応など、課題が増加する中で、既に地域圏指導主事が引き上げられており、田原本町の学校教育を混乱なく円滑に、かつ効果的に指導推進するために、例えば学校教育課を創設されるなど、適切な指導推進体制を充実されることを再度提案いたしたいと思います。お考えをお示しいただきたいと思います。

30人学級の実施について質問をいたします。

奈良市教育委員会は、平成19年度から奈良市立小学校の第1学年で30人学級を標準とする学級編制を実施し、平成20年度から小学校1年生・2年生及び幼稚園に30人学級を広げました。同様に生駒市、そして大淀町も30人学級を実施しております。その結果、子ども一人ひとりに応じた指導や、きめ細かな対応ができる。子どもの発言がふえる。宿題などの提出物を忘れる子どもが減るなど。その効果は高く評価されております。このような少人数の学級編制を行い、余裕のある教育環境の中で子どもたちを豊かに育んでいくことは、教育改革が目指す中心的な課題であります。

現在、田原本町では少人数学級編制加配の教師や少人数学級指導の配置枠の教師などを利用して少人数授業を実施していただくか、または少人数学級として30人学級を実施していくのかは各学校の実態に応じて活用されております。この施策は保護者の間で大変好評であります。

今日、都道府県や市町村が学級編制を独自に施策として実施することが法的に整備されましたけれども、弾力的な処置としては、ややもすると講師などを用いた少

人数授業の実施へと向かいやすい傾向があります。しかし、教育行政の課題としては、都道府県や市町村が独自に少人数学級の編制をすることができる予算的措置を 講じることであります。

今日の財政事情の大変厳しい中で、教師一人ふやすことがいかに困難であるか、 現実的に国や県の財政的な裏づけがないと、なかなか施策として実施できないとい うことについては、私も理解をいたしております。しかし、教育はすぐに結果の出 ない、将来の日本に対する投資であります。市町村の裁量の中で実現可能な事柄も あります。地方分権の中で、いかにその市町村の独自性を出すか、首長の姿勢の問 われているところであります。

田原本町において、当面、奈良市や生駒市や大淀町のように1年生・2年生に3 0人学級を実施し、将来的には全学級に拡充すべきであると私は考えますが、教育 委員会のお考えをお聞きしたいと思います。

田原本町は学校の耐震化に積極的に年次計画を立案いただくなど、ハード面で積極的な取り組みをいただいているところであります。しかし、教育活動を進めていく場合のソフト面での予算には厳しいところがあります。今回の学習指導要領の改訂に伴い、教科書はもちろんのこと教材・教具も新しく必要になります。理科の実験器具や家庭科など調理備品などの不足や、時代遅れのものがあっては教育効果が十分上がりません。図書の充実も叫ばれております。幼稚園や学校が充実した教育活動を行うためにも教育予算の増額がどうしても必要になります。来年度に向けてどのような方針に基づいて教育予算を編成されたのか、ご説明をいただきたいと思います。

教職員人事について質問いたします。

本年度も3月末教職員人事が行われます。頑張っている教職員の方々を大切にした人事を行っていただくように、私は毎年議会で提案をしております。

申し上げるまでもなく教育は人であります。本年度は小学校の同一校で校長・教 頭の管理職が同時に定年退職を迎えられます。管理職が同時に変わるということは、 今日の課題の多い教育現場の現状から、子どもや保護者、地域の住民の皆様にとっ て大変不安なものがあることは、これまでも再々議会でも指摘をしているとおりで あります。さらに、今後団塊の世代の教職員の大量退職が予想されております。そ のため計画的な人的配置を行うこと、及び子どもに寄り添い保護者や地域に信頼される教職員を一人でも多く確保することは、田原本町教育委員会の最重要課題であります。教育委員会に与えられた権限を最大限に活用していただき、田原本町の教育を充実し、子どもたちを育む観点から人事に関しては県教委に対して、また内容によっては学校現場に対してでも、毅然とイエスかノーを行使していただきたいと考えます。

相手のあることでもあり大変ご苦労いただいておりますけれども、人事は結果が すべてであります。保護者や地域の人々が評価する結果をお出しいただきたいと思 います。3月末人事に臨む田原本町教育委員会の姿勢をお聞きしたいと思います。

学校の適正規模化について質問をいたします。

幼稚園・小学校の子どもの数の変化に対する対応については、これまでも多くの 議員の皆様から質問がありましたが、この問題について私も意見を述べ質問と提案 をしたいと思います。

先般、教育委員会から来年度以降の各幼稚園・小学校・中学校の在籍するであろう子どもの人数について予測の資料をいただきました。それによりますと、東小学校は本年129名から6年後は107名に減少、北小学校は245名から6年後181名と減少、田原本小学校は737名から6年後644名に減少、南小学校では346名から6年後393名と増加、平野小学校は347名から369名と増加する見込みのようであります。ちなみに田原本中学校は544名から6年後は534名で大きくは変わらず、北中学校は345名から6年後は308名に減少のようであります。この推計をもとに田原本町の学校規模の適正化についてお聞きをいたします。

今後人口がふえるためには住宅開発などが行われることが必要であります。しかし、都市計画法などの法的な規制を受けます。平成19年第2回定例会におきまして、寺田町長は「今後少子化がさらに進み、日本の国自身としても人口が下がる中にあって、本町だけが右肩上がりに伸びていくというのも非常に難しいと考えております。ただ、それにいかに歯止めを、食い止めができるかというふうな施策をとっていきたい」との考えを示しておられますけれども、まちづくりと関わって北小学校区や東小学校区についてどのような施策を考えておられるのか。町長にお示し

をいただきたいと思います。

教育委員会にお聞きいたします。平成19年7月26日の教育委員会会議において校区変更等について審議をされました。これは里見教育委員から「東小学校の児重数の減少に伴う対応について議題としてほしい」と提案されたこと、また議会で濱川教育長が「校区変更など視野に入れ、何らかの手立ての必要性を認識している」との答弁をされたことによるものであります。その後、現地視察もされ、それ以降も9月28日、20年2月26日などにも、この問題について討議され継続審議となっております。しかしそれ以降、教育委員会として、この件について検討されたのか。検討されたとしたら、その結論はどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

さて少子化が進む中で、今後幼稚園では保育所との関係をどのようにするのか。 小学校では東小学校や北小学校の児童数の減少傾向、それに対して田原本小学校の 児童数が多いこと。中学校では、田原本小学校の児童が卒業後2つに分かれ中学校 に進学しなければならないことや、その校区の境界区分を今後どうするかなど、さ まざまな課題もあろうかと考えます。今後少子化が進む中で、教育委員会の職務権 限として、幼稚園・小学校・中学校の規模の適正化に向けて校区変更など、抜本的 な見直しをすることが必要と考えます。そのため幅広く町民の皆様の意見と協力を いただくためにも、保護者、地域代表など有識者を含めた校区等検討委員会をつく ることを私は提案をしたいと思います。そして、よりよい教育環境を実現するため の適正な規模をご検討いただくことをお願いしたいと思います。意見の調整には長 い時間がかかるものと予想されますので、早急に立ち上げていただくことも提案を したいと思います。この提案についてのお考えをいただきたいと思います。

また、一定の方針が決定されるまでには時間が必要であると考えます。その間、 小規模校は小規模校で、大規模校は大規模校の特色を活かした教育活動をさらに推 進していただければと考えますが、教育委員会のお考えをお示しいただきたいと思 います。

「町づくりにむけた施策の優先順位について」質問をいたします。

今後予想されます経済の大幅なマイナス成長は、経済的な非常時のサインであり、 地方税の伸びはこの極端な経済の冷え込みで期待感はゼロに近い状況だと考えます。 そのため地方財政を直撃すると予想される厳しい財政予測の中で、田原本町のまちづくりに関わる施策は、将来のまちづくりへの適切な投資でなければなりません。 ケインズの言う「賢い支出」が求められます。そのためには、望ましいまちの姿勢や、そこへの道筋を示すまちづくりの戦略が必要であります。これによって資金を思い切って投資できますし、職員の皆さんの職務の照準も定めやすくなります。

寺田町長は、町長への立候補に当たり町民の皆様に「憧れのまちづくり」として、 子育て支援による少子化対策などの16項目の公約をお示しになり、町民の皆様の 支持をお受けになりました。しかし、実際町長に就任いただいて、財政事情など田 原本町を取り巻く現状を認識され、公約どおりには、なかなかいかない状況である とお考えになっておられるのでないかと考えます。

しかし、今回は就任後3度目の予算編成であります。その予算の提案については、 今後予算審査特別委員会などでも審議をなさいますけれども、第3次総合計画の実 現に向けた寺田町長のまちづくりへの具体的な戦略が示されるものと考えます。

さて、先般の第4回定例会(12月議会)で私のコミュニティバスなど、移動手段の確保をすべきではないかとの質問に対して、寺田町長は次のように答弁されております。

「ただ、今、非常に財政事情が厳しき折でございます。私どもといたしましても、 今抱えている課題を優先的に優先順位をつけまして、片付けて処理していっておる ところでございます」とお考えを示しておられます。

そこで質問いたします。寺田町長として、まちづくりの戦略のもとに「賢い支出」をされようとしておられるわけですが、町長の答弁にありました「優先順位をつけておられる課題」の優先順位について、町長選で町民に公約された項目数と同じく16番までお示しをいただき、どのような課題を優先的に考えておられるのか町民の皆様にお示しをいただきたいと思います。

以上、質問を終わりたいと思います。なお、再質問は自席より行います。

○議長(松本宗弘君) 町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) おはようございます。

それでは2番、西川議員のご質問の1番目の7番、学校の適正規模化についてお

答えをさせていただきます。

平成19年第2回定例会におきまして、植田昌孝議員の小学校区の見直しについての質問に対する答弁で、今後少子化がさらに進み、本町においては、それをいかに食い止める施策について、東小学校区・北小学校区についてはどのような施策を考えているのかについてでありますが、本町の第3次総合計画の土地利用フレームにおきましては、新しい都市機能拠点づくりなどの長期的な展望のもと、公害の防止、自然環境及び農地、歴史的風土の保全等、計画的土地利用の促進を図るものであります。このことから当該校区における都市計画の見直し予定も現在はなく、今後大規模住宅開発も見込めない地域であることから、人口の増加は当面図れない状況でございます。

このことから本町において特に課題となっていますのが、市街化調整区域を多く 含む学校は小規模傾向に、また、市街化区域を多く含む学校は大規模傾向となり、 それぞれ児童数に格差が生じております。学校規模については、小規模校や大規模 校のそれぞれに長所、また短所があり、教育的効果が気になるところであります。

したがいまして、町全体としての学校の適正な配置や校区の範囲について、地域のバランスを考慮し、より広域的な視点から柔軟に検討することが必要であると考えております。そこで今後は、学識経験者並びに学校、PTA、地域住民代表、行政の代表などで組織する検討委員会の設置も視野に入れて対応してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、2番、「町づくりにむけた施策の優先順位について」でございますが、新年度は、「自然と歴史・文化が育む生活拠点たわらもと」をまちづくりの将来像とした第3次総合計画の取り組みの3年目となりますとともに、私が町長に就任をさせていただき3年目の予算を編成させていただいたところでございます。

町政運営の眼目といたしましては、10年先、20年先のまちの将来像を見据えた「このまちに住んでよかった」と実感できるまちづくりを目指しております。まちづくりの目標の実現に向けて諸施策に取り組み、早急に必要な基盤づくりに重点を置きながら、一歩一歩着実に前進してまいりたいと考えております。

所信並びに新年度におきます施策の一端を昨日の本会議におきましても述べさせていただいたところでございますが、重複するところもございますが、ご了承願い

たいと思います。

最重要課題としての3事業につきましては、清掃工場の整備は現在あらゆる選択肢を視野に、最良の方法を検討しておるところでございます。田原本駅周辺の整備事業は、新年度中の完了に向け取り組んでいるところでございます。唐古・鍵遺跡整備事業は用地取得がほぼ完了しており、新年度から史跡公園としての整備に向けた準備と一部造成工事に取り組みたいと考えておるところでございます。

このほか重点的に対応すべき事項につきましては、総合計画における基本計画に 基づきまして申し上げますと、「共に幸せを感じられるまちづくり」では、少子高 齢化の対応が必要であり、保育サービスの充実、妊婦一般健康診査の助成の拡充や 保健医療の充実などでございます。

「人が活きいきと輝くまなびのまちづくり」では、安心・安全な教育環境の整備として、子どもたちの学びの拠点であります小中学校校舎耐震補強事業の年次計画に基づく実施をしてまいります。また、小中学校の教育コンピュータの更新及び地上デジタル放送移行に向けた対応でございます。また、特別支援教育の充実や幼稚園、小学校の適正規模の検討などでございます。

「都市基盤が充実したまちづくり」では、道路整備や生活環境施設である下水道の整備を進めることはもとより、駅前広場整備事業の完了後における田原本駅周辺の活性化・駅を中心とした地域交通のあり方と、あわせて交通弱者対策等としてコミュニティバス等の実証運行の検討でございます。都市計画では、京奈和自動車道のインターチェンジ周辺地区の土地利用を図る地区計画の検討などでございます。近鉄橿原線及び田原本線の踏切改良への取り組みなどもございます。

「快適に生活できるまちづくり」では、地球温暖化対策として、環境問題への取り組みが高まる中、ごみの減量化・資源化など循環型社会の構築に取り組んでおるところでございます。今世紀前半にも発生が懸念されております東南海・南海地震の対応策として、防災計画の見直しや木造住宅の耐震化の助成、地域における防災組織の育成などでございます。

「活力湧き出る産業振興のまちづくり」では、地域特性を活かした野菜や花卉作物の産地銘柄の確立や、JAならけん味間にこにこ農産物直売所のような地産地消の奨励の取り組み、また厳しい経済情勢であることから、中小企業者に対する緊急

経営安定対策融資制度の実施などでございます。

「効率的な計画推進をめざしたまちづくり」では、情報公開を積極的に進めて住 民の町政への理解と参加を進めているところでございます。これらのほかにも住民 ニーズの多様化及び社会情勢の変化によりまして課題がたくさんございます。

「自然と歴史・文化が育む生活拠点たわらもと」をまちづくりの将来像とした第 3次総合計画の達成を目標にし、その中に私のモットーであります「憧れのまちづくり」を織り込んでまいりたいと考えておるところでございます。

あわせて施策展開におきましては財政負担が伴ってまいります。課題事業をすべて行うには限界がございます。事業の重点化などによりまして、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、歳入に見合う財政運営に留意してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長(松本宗弘君) 教育長。

(教育長 濱川利郎君 登壇)

○教育長(濱川利郎君) それでは2番、西川議員の第1番目の田原本町の教育を充実するための第1点目の改訂学習指導要領の実施についてのご質問にお答えいたします。

平成20年3月28日に文部科学省から新しい学習指導要領が公示され、平成21年度から可能なものは先行して実施し、移行期間中に教科書の採択等を行い、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から、新しい学習指導要領を全面実施されることとなっております。

今回の改正方針といたしましては、1. 教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。2. 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。3. 道徳教育や体育などの充実により豊かな心や健やかな体を育成することであります。

田原本町教育委員会は、平成21年度においては、これまでの教育実践の検証と 反省の上に立ち、教育基本法や学校教育法等関連法の改正並びに学習指導要領の改 訂に向けた流れを受け止めながら、未来を切り開く確かな学力の育成と豊かな人間 性の涵養、これを支える健康でたくましい心身の育成を目指し、幼児・児童・生徒 及び家庭や地域の実態を踏まえ、特色ある教育活動を展開する魅力と活力ある園・ 学校づくりを指導の重点課題とし、一人ひとりの個性を生かす教育や開かれた学校づくり、さらに、子どもたちにとって安全・安心できる教育空間を目指して引き続き推進するべきであると考えております。

また、今日的な教育課題への対応といたしましては、今まで進めてまいりました食育・読書活動・安全教育・キャリア教育の充実に加え、道徳教育や特別支援教育の推進に努めたいと考えております。さらに、各幼稚園・学校においては、この指導方針の内容を十分理解の上、正々堂々と生きる子どもの育成を目指し、地域の実情や、幼稚園・学校の実態を踏まえ、組織的で計画的な取り組みを進めてまいりたい考えであります。

次に、第3点目の学校教育課の設置をとのご質問にお答えいたします。

奈良県下の市町村で学校教育課の設置状況を見ますと、市では設置されているようでありますが、町村では未設置の状況であります。本町におきましては、今後の児童・生徒数の推移を見つめながら慎重に対応しなければならないと考えております。しかし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、市町村での指導主事の配置義務が強化され、それに伴い、平成21年度より本町に指導主事を配置し、学校教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、第4点目の30人学級の実施をとのご質問にお答えいたします。

現在、少人数学級編制は平成20年度奈良県教育委員会指定「少人数学級編制に係る指導方法の改善実施要綱」に基づく加配教員の配置により、町内一部の小学校で実施しております。また、少人数学級編制ではありませんが、奈良県教育委員会が実施しています「平成20年度少人数授業等きめ細かな指導」によります少人数指導におきましても、加配教員の配置を得まして小・中学校で実施しているところであります。

しかし、町としては少人数学級の編制において新たに県教育委員会の制度に上乗せした町独自の制度を同時に行うこと、並びに加配教諭の人材確保を図る上での課題等があります。今後も県教育委員会への少人数学級編制等の加配教員の増員を強く要望するとともに、1・2年生での30人学級、35人学級等については、町の財政状況等を勘案し、他の市町村の状況を把握しながら対応してまいりたいと考えています。

次に、第6点目の教職員人事についてのご質問にお答えいたします。

教職員の人事異動に関しましては、奈良県教育委員会が定めております「平成2 1年4月教職員人事異動方針」に基づいて行っています。基本方針には、「教育に対する県民の期待と要望に応え、学校教育の一層の進展を期するため、人事行政の秩序を保ち、公正にして適切な人事異動を行う」としています。

田原本町教育委員会としても、この方針を重く受け止め、田原本町教育の充実と活性化を基本として人事行政に努めているところであります。そのためにも、昨年度、また他市町村の考えも同様でありますが、教職員の適材適所、地域に根差す人材を求め、県教育委員会との連携・連絡を密にして、本町学校教育の充実、発展のために人事行政を進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長(松本宗弘君) 教育次長。

(教育次長 松原伸兆君 登壇)

○教育次長(松原伸兆君) 次に、第2点目の英語活動を実施するための条件整備についてのご質問にお答えいたします。

本町といたしましては、従来から活用いたしておりますALT(外国語指導助手) を拡充して、授業の補助及び先生への研修等に努めてまいりたいと考えております。 次に、第5点目の教育予算の増額をとの質問にお答えいたします。

平成21年度におきましては、事務局に指導主事設置に伴う人件費、学校関係では、現在使用しております各小・中学校図書室の図書管理用コンピュータシステム及び北中学校情報教育用コンピュータシステムを更新し、図書活動・情報教育環境の充実を図る計画をしております。さらに、いじめ不登校対策・特別支援教育支援員を各学校に1名配置し、いじめ不登校・発達障害等のある児童生徒の適切な指導及び支援の充実を図りたいと考えております。また、学習指導要領の改訂に基づき、必要な教材等の購入に伴う予算増額をお願いいたしたところであります。

次に、第7点目の学校の適正規模化についてのご質問にお答えいたします。

平成20年4月25日の教育委員会におきまして、学校規模適正化を図るため、 統廃合された橿原市の状況を事務局から報告をいたしたところであります。

主とした報告内容は、地元説明会から統廃合の同意をいただくまでの経緯、そし

て橿原市の基本的な考え、市長部局と教育委員会は共通認識のもとで対応され、議員のご提案の検討委員会に類する委員会も立ち上げられ、統廃合に取り組まれたところであります。

次に、平成20年5月28日の教育委員会におきまして、川西町の統廃合の状況 を事務局から報告いたしました。

報告内容は橿原市と同じく地元説明会から統廃合の同意をいただくまでの経緯で ございます。また、議会では特別委員会が設置されておりました。

内容につきましては、本町が抱えております問題とは少し違うように思われます ので、現時点では他の市町村の状況も視野に入れて、慎重に対応をしてまいりたい と考えております。

次に、教育活動の推進についてでありますが、小規模校では、きめ細かな指導と手厚い児童支援、また実態把握が容易で、教師と子ども、保護者の人間関係が密になり協力関係がより育めると考えております。大規模校では、児童同士や教師との間で、多様で豊かな人間関係を築くことができ、また大集団を生かした学習形態が展開できると考えております。

いずれにいたしましても、学校教育推進のため努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 2番、西川議員。
- ○2番(西川六男君) 与えられました時間も少なくなりましたので、1点だけ質問 しておきたいと思います。

先ほど校区等検討委員会の設置を提案いたしました。これに対しては、設置も視野に入れて検討するというお話でございます。

私は児童数の減少する北小学校、東小学校の2つの学校の存続を前提をして質問いたしました。しかし先ほど橿原市の例、状況などをご説明をいただきましたけれども。町として、例えば2つの学校の合併、あるいはそれに伴う閉校にするような学校編制の考えがあるのかをお聞きしたいと思います。同じく幼稚園につきましても再編の考えがあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長(松本宗弘君) 教育長。

- ○教育長(濱川利郎君) 今のところ統合するとか、あるいは存続するとか、そうい うことも両面視野に入れながら、さらに検討を加えていきたいと。だから今の段階 では、こうや、ああやというところまでは及んでいないのが現実でございます。
- ○議長(松本宗弘君) 以上をもちまして2番、西川議員の質問を打ち切ります。 続きまして3番、竹邑利文議員。

(3番 竹邑利文君 登壇)

○3番(竹邑利文君) 議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。 まず1番目の公用車の管理状態について。

現在、公用車、工作車、特殊車を除いて何台保有しているか。使用頻度はどうですか。職員が勤務時間内で業務に私有車で行動する場合は、管理職が決裁をするのか。私有車を公用に使用するに当たっては規則等はあるのか。また、5小学校の先生の公用使用に何台申請が出ているか、お答えください。

次に、2番目の高齢化社会に向けて。

本題に入る前に、皆様ご存じのとおり、常任委員会に関連する質問におきましては委員会で質問すべきであることは承知しておりますが、所管がそうであっても高齢化社会に関することで、地域住民の多くの人々に共通理解を持っていただくために、私の身勝手と思いながら本会議で一般質問をさせていただくことをご理解、ご承認いただくようお願い申し上げまして、本題に入らせていただきます。

高齢化比率が高くなりました。本町でも65歳以上が23%を超えた状況となり、 次の質問をいたします。

外出もせず、家にじっとしていると老化が進みます。何かしたいと思っても、することがないという現象がありますので、生き甲斐を感じてもらうために希望する 高齢者を公園の管理員として嘱託することはいかがでしょうか。

自宅近くの公園の清掃、ごみを拾うとか、小さな木の手入れをしてもらう。老人がごみを拾うのを見ることによって、子どもがごみを捨てなくなり、結果としては公園が汚れないといったことも予想されますし、嘱託員報酬として年額いくらかをお払いすることにすると、一石二鳥にも三鳥にもなると考えますが、管理員として委嘱する制度の創設についてはいかがお考えか、お答えください。

少子化によって人口が減少する超高齢化社会を迎える。町民の8割以上は老後の

不安を感じております。その中で最大の不安要因は寝たきりや認知症になったときのこと。この町民の不安を解消していくためには、介護が必要になった場合には、保健・福祉サービスの供給体制を整備していくことが重要だ。これからは病気になってはならない。予防措置が必要と思われる。認知症予防等、本町も地域密着型サービスの充実に力を入れてほしい。本町の基本的な考えをお答えください。

以上で質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(松本宗弘君) 総務部長。

(総務部長 中島昭司君 登壇)

○総務部長(中島昭司君) それでは3番、竹邑議員の公用車の件について、まず公 用車の管理状態のご質問にお答えをいたします。

現在の公用車の台数につきましては、工作車、特殊車両及び水道部の車両を除き、 軽自動車49台、軽トラック1台及び普通自動車8台でございます。

公用車の使用頻度につきましては、現在車両の集中管理は行っておらず、公用車を各課に配置し独自に使用願っており、その管理も担当課長に委ねている関係から直ちに集約することはできませんが、利用に支障を来すことのない状況で使用しているものと考えております。

次に、職員が勤務時間内に公務に私用車を使用する場合についての決裁及び規程 関係につきましては、「公用車両管理並びに交通事故防止等に関する規程」の基準 に従い、事前に車両使用願書により所属長の承認を受けることとなっております。

過日、職員に交通法規の遵守等についての通知を行い、公務上の自家用車の使用 は厳に慎み、原則禁止といたしました。ただし、所属長が公務の内容に照らして、 私用車の使用を真にやむを得ないと認めた場合に限り使用できるとの再認識を図っ たところでございます。

また、県費教職員につきましても、「田原本町立小中学校県費負担教職員の旅行に関する取扱規程」に基づき私有自動車の公務使用の手続きとして、私有自動車登録申請書を学校長へ提出し登録を受け、承認のもと出張等をしておられます。

公立小中学校の先生方の公用車の使用については、主にダンプ・軽トラック等、 作業に伴うものと、演奏会等、楽器運搬に使用する場合の貸し出しで年間数回程度 の利用であります。 以上、答弁とさせていただきます。

○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。

(産業建設部長 森島庸光君 登壇)

○産業建設部長(森島庸光君) 続きまして3番、竹邑議員の2番目、高齢化社会に 向けての1点目、公園管理人制度についてお答えをいたします。

ご承知のように、田原本町には都市公園として79公園、10.90ヘクタール の公園がございます。

この79公園のうち18公園は町が直接管理し、残りの61公園につきましては、 自治会と管理協定を取り交わしまして、公園の清掃、除草、植栽、花壇の手入れ及 び害虫の駆除等維持的な作業、また施設の点検、不法投棄の監督及び通報や公園利 用の指導などをお願いしているところでございます。また公園維持管理委託料とし て、少額でございますが費用をお支払いしているところでございます。委託料の使 途につきましては、自治会の自主性にお任せをしているところでございます。

議員ご提案のように、高齢者の方に健康対策の一環として管理を委託されるとの ご提案につきましては、自治会の中で維持管理について、いろいろご協議なり、創 意工夫をしていただきまして、その維持管理について、例えば高齢者の方々中心で も、また子供会中心でも、自治会全員でも結構でございますが、「みんなで地域の 公園をきれいにするんだ」というような意識が高くなれば非常にありがたいことだ と考えております。

現在、自治会に公園管理を委託し、自治会活動の一環として公園を管理していただいている現状の中におきましては、議員ご提案の高齢者を管理員として委嘱する制度の創設につきましては、今のところ考えておりません。

よろしくご理解賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていだきます。

○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。

(住民福祉部長 松田 明君 登壇)

○住民福祉部長(松田 明君) 続きまして3番、竹邑利文議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

2番目の高齢化社会に向けてについての2点目の認知症に対する介護予防についてお答えいたします。

高齢化が進む中、本町におきましては、地域介護予防推進事業といたしまして、介護予防に重点を置いた施策を進めているところであります。認知症は脳の先天的機能が低下し日常生活に支障を来す状態のことを言い、脳の障害によって起こる病気で、年齢が増すとともに、だれもが不安を覚える病気であり、寝たきり状態へ移行する原因となります。認知症予防に積極的に取り組み、高齢者の生活維持向上を高め、家族の介護負担を軽減していくことは、認知症対策の重要課題と考えております。

認知症予防の取り組み状況につきましては、平成19年度は認知症を早期に発見し予防するための正しい理解を広げるため、認知症予防講演会を町民ホールで行い、113名が参加され、認知症予防教室を蔵堂ふれあいサロンにおいて33名が参加されました。また、介護予防出前講座として、平成19年度から2カ年において、作業療法士による認知症予防のための啓発講演をそれぞれ10カ所の地域で行い、平成19年度は161名、平成20年度は237名が参加されました。認知症にならないために、地域の身近なところで予防に取り組んでいくことが大切であり、今後の取り組みにつきましては、介護予防講演会のほか、地域の出前講座、認知症により効果がある音楽療法を取り入れた教室を実施する予定であります。

認知症は、本人はもとより家族の方の支援が大切であり、家族の方への介護負担を軽減するための支援等を行い、認知症になっても安心して生活できる地域での見守り態勢づくりを行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(松本宗弘君) 3番、竹邑利文議員。
- ○3番(竹邑利文君) ご答弁ありがとうございました。

「直ちに集約することはできませんが、利用に支障を来すことのない状況で使用しているものと考えております」と答弁もらいましたけれども。それと過日、「厳に慎み原則禁止といたしました」となってますが、例えばね、総務課としたら、この車の稼働率は大体どれぐらいあるわけですか。それと「過日」と書いてますけどね、まあ悪いけども、先般の事案以降ですね、あのこととっても、奈良まで行くのに何で私有車で行ったかということになるからね。だから、それだったら「利用に支障を来すことのない状況」と答弁もらいましたけども、利用に支障を来すから、

ああいう行動があったと思うんですけども、ひとつまたその件で答弁を求めます。

それと私有車で交通事故の場合はですね、使用者責任もしくは管理者責任は総務 部か、それとも所管部か、どちらが責任を持つわけですか。

勤務時間中で、例えば中島部長が自分の車を使用して、自分の車を使用することについて、例えば青垣学習センターに行って事故を起こすと。その場合はもう個人使用でないと、これ対物賠償責任になりません。例えば中島昭司という個人の名前やったらいいですけども、中島商事株式会社とか、中島産業有限会社とかになればね、これはもう保険の対象になりませんけども、これは今後こういう事故があればどうされるわけですか。

それと学校の先生の私有車のことを聞いたんですけどね、これ私思うのは、ただ学校に対して、あの町有地に対して、学校の先生がただ通勤用に町の土地を使っておると。これは教育委員会、町としては駐車料を請求するわけにはいかんわけですか。だから公用で使用する場合は、やむを得ませんよ。ただ通勤用だけやったらね、厳に当然請求するべきやと思うんですけど。これもたとえ月1,000円とっても、年間100万円以上の収入があるんやから、そのお金で各学校に1台でも公用車でも置けるということが可能やと思うんですけどもね。それはどうですか。よろしくお願いします。

それと公園の管理人制度につきましては、私ども笠縫自治会が3公園で年間8万円もらっておると。だから1回シルバー人材センターに頼めば、もう既に超過しますよ。だからもう2回ぐらいは自治会総出でやっているんですけどね。この制度を提案したんですけどもね。だから部長の答弁は、えらい冷たいなと思ってますよ。

だから町から委嘱状もらったら、やっぱり皆張り切るわけですわ。自治会からやってと言うんやなくて。町から委嘱状出したらね、やっぱり老人の方も喜んでやると思うんですけど。だから部長、「考えます」でええから、もう一遍答弁お願いします。

それと介護予防に関しまして、これやってもうとるのは、平成19年度161名、 平成20年度で237名と大変増加してますわな。私どもの自治会としてはね、認 知症予防に関して、うちの自治会では姫路獨協大学に頼んで、毎月やってもろうて るわけですわ。ほんでお金は全然要りません。なぜかと言えば、大学の研究資料に するということでやってもらっているんです。だからもうこれも各自治会にね、毎 月やれるような、まあ毎月はしんどいけども、たとえ3カ月に1回でもですね、も っと頻度を大きくできないかということをお願いできませんでしょうか。よろしく お願いします。

- ○議長(松本宗弘君) 総務部長。
- ○総務部長(中島昭司君) 公用車の稼働率ということでお尋ねでございますけれど も。私どもの今現在手元に持っておりますのは、今年1月の総務課の所有いたしま す公用車11台分につきましては111回の利用でございます。そして2月につき ましては90回の使用という形でございます。

それと私有車の原則禁止ということでございますけれども、これは先ほども申しましたように、各課に公用車を配置させていただいておりますので、所属長の権限によりまして、公用車がすべてに行き渡っているわけではございませんので、私有車の使用については許可をする場合も、これは現にございます。だから今後もそういう形で運用してまいりたいと、このように考えておるわけでございます。

そして私有車で許可を入れなくて事故を起こした場合には、これはもうもちろん 個人の責任で対処していただくと、こういうことでございまして。公用車の場合に は保険に加入をいたしておりますので、一応総務課のほうで対応してまいりたいと、 このようになるわけでございます。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 教育長。
- ○教育長(濱川利郎君) ただいまのご意見ありがとうございます。先生方の通勤等々につきましては、中には出張等の絡みもございますので、教育委員会といたしまして、その点また十分精査しながら考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(森島庸光君) 先ほどお話させていただきましたように、面積に応じて委託料を自治会にお支払いさせていただいていると。その中で公園の管理を自治会によっては、子供会中心に、あるいは全員でというふうにお使いいただいております。そのときのジュース代程度にというふうに、この制度をつくった当時考え

ておりました。

また、高齢者の方の働く場と言うんですか、そういう場といたしましてはシルバー人材センターも活用いただきまして、そこに登録していただいて、元気に活動していただいている高齢者の方もあると存じておりますので、そういう面でまたご活用いただけたらと考えております。

公園の管理につきましては、現時点では自治会に今までどおりお願いいたしたい と、こういうふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) お答えいたします。

先ほども答弁の中でも申し上げましたように、認知症にならないためには、今後の取り組みにつきましては介護予防講演会等、それと出前講座とか、そういう音楽療法を取り入れた教室を今後実施していく予定でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(松本宗弘君) 3番、竹邑利文議員。
- ○3番(竹邑利文君) ありがとうございます。あと1点お聞きしたいんですが、質問ではないんですけどもね。

まあ高齢化社会でどのような対策を求められるかという意識調査によるとね、1 番目に公平で安定した年金制度の確立、2番目に高齢者の働く機会の確立、3番目 に子育てしやすい環境、これがベスト3ですわな。だからこれはすべて国がやるこ とで、一応地方では医療介護サービスや公共交通の充実ですわね、これを求める声 が大きいと。今後またひとつよろしくお願いします。もうこれで答弁は結構です。

○議長(松本宗弘君) 答弁は必要ないですか。(「はい、結構です」と竹邑議員呼ぶ) 以上をもちまして3番、竹邑利文議員の質問を打ち切ります。

続きまして1番、古立議員。

(1番 古立憲昭君 登壇)

○1番(古立憲昭君) 議長のお許しをいただきまして通告どおり一般質問をさせて いただきます。

まず水道事業についてお伺いいたします。特に19年度の監査報告を踏まえてお

聞きいたします。

平成19年第2回定例会で水道事業のことを質問させていただきました。その中で平成18年10月から料金が使用量減少により18.9%の値上げをされました。そのときに水道の使用量が計画以上に減少すると、値上げの効果がなくなり赤字に転落する可能性があると訴え、住民の皆様が望んでおられる安全で安心でき、そしておいしい水の供給に取り組んでいただくようお願いをさせていただきました。しかし、平成19年度水道事業の決算報告では、特に監査報告では大変重要な報告を述べられておられます。そこで少し紹介をさせていただきます。

水道事業は平成18年度に大口事業者の廃止、移転等により毎年赤字が続き極めて厳しい財務状況にあったことから水道料金の値上げを実施しました。その際、財務計画表によれば平成19年度より黒字となり、数年後には累積欠損金をも解消されるとの見通しでありました。

ところが、その結果は初年度の平成19年度から各家庭の節水やペットボトルの 飲料水が多く利用され給水量が減少する結果となり、当然収益が減少し、平成19 年度決算報告では赤字を計上されておられます。この状況で推移すれば、さらに赤 字幅が拡大し、近年再値上げを実施しなければならない事態が起こるのではないか と思われます。

しかし、この厳しい地方自治の財政健全化の状況の中で、その値上げのひとつに 人件費の増加も含まれているとなれば、町民の理解は決して得られないのが昨今の 現状である。

そこで職員の若返りや減員等により、人件費の削減を図り、さらに各支出の科目 ごとにチェックを入れ、真にやむ得ない支出であるか、合理化、効率化、あるいは 節約により削減でき得ないかなど検証を行う等、職員が危機意識をもって水道事業 健全化のために一丸となって取り組まれることを強く切望するものである。

さらに収納についても、このように述べられておられます。

収納体制は、平成18年10月よりコンビニエンスストアでの納付ができるように利便性が図られたが、今後も滞納者に対しては粘り強い請求と差し押さえや給水停止など行政としてでき得る、あらゆる手段を駆使し、収納成果が上がるように努めていただきたい。

また過日の岩手・宮城内陸地震が発生し、大きな被害をもたらしましたが、地域住民に耐震への関心をもってもらうため、平成20年2月に田原本町耐震改修促進計画が策定されました。水道事業においてもライフラインを確保するために施設等改修をしていただいているが、安全で安定した水道水の供給が図られるよう強く要望しますと、平成19年度の水道会計決算審査意見書として、このように述べられておられます。

先ほど私が述べましたように平成19年の一般質問でも水道の使用量が減少傾向にあり、値上げしたにも関わらず赤字になるおそれがあると訴えさせていただき、 そしてこの平成19年度の決算報告の内容でございます。

そこで3点ほどお聞きいたします。このような状況どのように考えておられるのか。また、具体策をどのように講じてこられたのかお答えください。2つ目として、滞納者の状況と、その対策をお聞かせください。そして3つ目として、災害時におけるライフラインとして最も大切なのが水道であります。この災害時に対し、どのような対策をされておられるのか、お聞かせください。

次に、公共交通についてお伺いいたします。

本定例会の町長の提案理由の中でも、この公共交通、特にコミュニティバスの問題で町長が述べられておりますが、ダブる面もございますが、あえてお聞きしたい と思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1つは住民の足の確保についてであります。

本町の公共交通を見ますと、町の真ん中に近鉄が南北に貫いており、そして西へと計2本の鉄道網と田原本駅から国保病院のバス路線が1本しかなく、大変さびしく不便な公共交通網となっております。この公共交通に関して過去何回も一般質問で、その重要性を訴えられておられます。これに対して町の答弁は大体次のようでありました。

過去のバス撤退の経験から二度と同じ轍を踏みたくない。財政的に厳しい。また 公共交通、いわゆるバス路線の目的が多くあるために決められない。住民アンケー ト、平成 I 7年に実施されておりますが、それによりますとバスへの要望が低いな どを述べられておられました。しかし、高齢化に伴って何らかの交通手段の必要性 は認識しておられる。これらのことから積極的な取り組みは難しいと考え、踏み切 る考えのないことを答弁されておられました。

現在、公共交通は衣・食・住以上に日常生活において重要な役割を果たしています。公共交通は経済を発展させるだけではなく、地域の文化を創造してまいりました。そして公共交通はいまや福祉・環境・教育・商工業などを含め、まちづくりに大変重要な役割を果たしています。そして地域の公共交通を確保していくことは地方自治体の重要な責務であります。

国においては、2006年10月に道路運送法が改正され、市町村とバス・タクシー事業者が連携して、さまざまな形態のバスが運行できるようになりました。そして2007年10月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行されました。

この法律は、地域の日常生活に必要な公共交通の手段確保を目的とした法律であります。採算を中心とした交通政策から地域の足の確保へと、また地方自治体による主体的な計画の策定であり、地方の主体性に配慮した法律であります。

ここで昨年5月に全員で視察いたしました岩手県滝沢村のバスの取り組みの考え 方を紹介させていただきます。

滝沢村においては、交通はまちづくりをはじめ地域住民の暮らしや、地域のあり方を左右する重要な社会基盤と考え、環境に配慮した交通を基軸として移動のしやすさ等、他の要素とも調和のとれた交通の実現を進めていくには、地方自治体と住民が主体となり、地域のニーズ、特性に合った交通施策を立案し実施していける仕組みをつくることが必要である。このことを踏まえて滝沢村は「滝沢村公共交通推進委員会」を設けられ、基本理念として「地域に必要とされ愛される交通を目指して」であり、その基本目標は「いつでもどこでも安心して利用できる」「限りある資源を有効に利用し、最大限の効果を発揮」「地域や住民が主体となり、協働により進める」「環境に配慮した地域にやさしい交通体系を目指す」。

以上が滝沢村のバス公共交通の取り組みに対する姿勢であります。つまり住民の 方々のために行政と住民が協力をしてバス路線を成功に導こうとしております。

では、本町においてはどうでしょうか。最初に述べましたように、どこまで住民 の足を考えておられるのか。特に考えていただきたいのが、生活のための足の確保 であります。 現在、大変高齢化が急速に進んでいます。この高齢化により発生しやすい認知症や身体運動機能低下に伴い、足となっていた車の運転が難しくなり、それに伴い免許証の返上が起こってきており、このことは年々増加傾向にあります。町の中心部に住居を構えておられる方は、まだ安心ですが、周辺部の方々は生活の足が大変深刻な状態になると思われます。高齢者の歩行距離はしれていますし、体力も余りありません。生活をしていく上での足の確保を行政として考えるときではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。生活の足としての公共交通をどのようにお考えですか、 お聞かせください。

次に、地域活性化としての公共交通についてお伺いいたします。

総務省及び地域活性化センターでは、昭和51年から毎年全市町村を対象に地域政策の動向調査を行っております。この調査では、各市町村において実施されている新規政策の中から先進的な事例を選定して報告されておられます。そして平成20年度地域動向として「市町村の活性化新規施策200事例」を総務省のホームページに掲載・公表されております。その中で「基盤整備関連政策」というのがございます。この中で公共交通を地域活性化の施策の一つと捉えている市町村が5事例ほど報告されておられます。時間の関係で割愛させていただきますが、やはり地域活性化の一つとして公共交通が大切であるということを述べられておるわけでございます。

そこでこの地域活性化のためにも、本町においては平成22年の春に駅前が整備され、交通アクセスが大変よくなります。同じく平成22年の3月には志貴高校跡地に公認サッカー場が整備され、多くの人々が田原本駅を利用されます。駅からサッカー場までの足の確保は当然必要となってきます。また人が来ていただけますので、町の活性化のためにもバス路線は当然必要となってまいります。

このように本町の地域活性化のためには、今、公共交通を考え決断する時期と思 われますが、本町の考えをお聞かせください。

次に、職員の昇任についてお伺いいたします。この件は、本来は私の所属しております総務文教委員会でお聞きするのが普通なんですけども、あえて私の意見を述べさせていただきます。

本町職員の任用における昇任についてお伺いいたします。

この昇任は働く人々にとって最も重要な事柄であり、その人の能力、見識、すべてのことが対象となり、その判断の結果によっては、その人の仕事に対する意欲、また町に対する貢献に大きく影響してまいります。

本町の昇任試験は3年に一度行われておられます。町の条例第4条において、職員の昇任は第15条、第16条、つまり課長職以上を除いて競争試験により行うと規定されています。また、試験の実施は任用試験委員会を設置し、委員長は副町長がなり、そして数名の委員で構成されておられます。選考の方法は、第17条選考は、選考される者の職務の遂行能力の有無を判定すること、そして口答試問、経歴評価実地試験、筆記試験を行い、選考基準については町長が別に定めるとあります。

そこでお伺いいたします。町長がこの任用試験のメンバーに入っておられません。町の最高責任者である町長がなぜ入っておられないのか。そして委員の構成はどのような方で構成されておられるのか。また、競争試験、つまり筆記試験中心になり、本人の能力が正確に判定されておられるのか。能力はあるが、試験はどうも苦手な方、また忙しくて勉強する余裕のない方、ただし仕事のキャリア、能力は大変高い方がおられます。これらの方に対する対応はできないのか。

以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(松本宗弘君) 町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 1番、古立議員のご質問にお答えをさせていただきます。第 2番目の本町の住民の足をどのように考えているのか。なお、地域活性化としての 公共交通は、についてのご質問でございます。

町内の公共交通、とりわけバス交通につきましては、議会議員各位から数回にわたりコミュニティバスの導入などについて、ご意見、ご提案をいただいておるところでございます。

コミュニティバス等の運行につきましては、まず導入の基本方針を整理するということが一番大事なことであり、必要性、代替性、さらに運行する目的、対象をいかに捉えるか。すなわちバス路線廃止による代替措置であるのか、交通空白地帯の解消か、市街地活性化を図るのか、また交通弱者対策としての交通利便の確保かな

ど、さらに費用対効果の整理が必要であろうと考えております。

このような検討調査等からバス利用が積極的に図られるか不安定なところもあり、コミュニティバスの運行をすぐに実施に踏み切らないと考えたところでございます。

しかしながら、本町のみならず高齢化率の増加など、高齢化社会が全国的に急速に進行している現状において、高齢者や障害者などの交通弱者対策はもとより、通院や買い物などの生活の足として、観光資源の活用や町の活性化に資する有効的な交通施策として重要な課題の一つであると認識をしております。高齢者人口の伸びや世帯構成状況、道路交通事情、現行の諸施策との兼ね合い、また、既にコミュニティバスの実験実証や運行を実施している他市町村の状況や福祉有償運行の利用状態などを参考に交通弱者対策についての検討を重ねてきたところでございます。

本町のこれまでの検討や取組状況については、昨年12月、第4回定例会の西川 議員の一般質問でもお答えをさせていただいたところでございます。

本町の今後の取り組みにつきましては、国の事業メニューとして、議員お述べのように平成19年10月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行され、これに基づき各市町村が地域の多様なニーズに応えるため、地域の創意工夫ある自主的な取り組みを総合的に支援するため、国の補助事業として地域公共交通活性化再生総合事業が創設されたところでございます。

本町としては、これまでの事務的な検討・調査を進展させるため、新年度におきまして、この補助事業を活用し、地域公共交通の課題やあり方について検討する法 定協議会を立ち上げる予定をいたしております。

この協議会は、交通関係の学識者や公共交通事業者、道路管理者、公安関係者及び行政関係者並びに利用者である住民関係者で構成し、住民アンケートによるニーズや諸課題を把握し、また交通事業者から提言を受けるなど、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光交流の促進等を図る観点から、地域交通活性化のための地域における主体的な取組方策について、検討・協議を行い、コミュニティバス等の実証実験を視野に、地域公共交通の活性化に向けた計画を策定するものでございます。

また、公共交通による地域活性化については、新年度において県の補助事業として鉄道駅及び駅前広場を中心に、利用者の利便性・快適性の向上とともに、駅より

始まるコンパクトなまちづくりを検討する「鉄道駅を中心としたまちづくり事業」 が創設をされ、本町がモデル事業地区の指定を受ける予定でございます。

田原本駅周辺整備事業も平成22年3月には完成し供用を迎えることから、まちづくり関係の学識者や交通関係者、行政関係者及び住民団体関係者などで構成する「駅周辺地域活性化協議会」を立ち上げ、住民意向や諸課題を把握・整理し、田原本駅及び駅前広場周辺地域の活性化に向けて、公的施設の再配置や商店街の魅力向上、交通アクセスなどを検討し、「駅より始まるまちづくり案」を策定するものでございます。

この2つの補助事業を活用し、田原本駅周辺整備事業の完成に合わせ、駅周辺地域の活性化と田原本町域の公共交通のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(松本宗弘君) 水道部長。

(水道部長 渡邉和博君 登壇)

○水道部長(渡邉和博君) 続きまして、1番、古立議員のご質問にお答えさせていただきます。

水道事業についての1点目、平成19年度の監査報告を踏まえて今後の対策についてのご質問でありますが、監査委員さんから平成20年7月に、平成19年度田原本町水道事業会計決算審査意見書として示されました意見は議員が述べられました内容を伺っております。

概要を再度申し上げさせていただきますが、1つは、平成18年度に水道料金の値上げを実施し、数年後には累積欠損金も解消される見通しであったが、給水量の減少などにより赤字を計上し、このような状況が推移すれば、さらに赤字幅が拡大し近時に再値上げを実施しなければならない事態となる。このようなことから再値上げとなると町民の理解は決して得られないことから、人件費の削減を図るとともに合理化・効率化・節約により水道事業の健全化のために一丸となって取り組まれることを強く切望するものである。

2つ目といたしまして、収納体制では滞納者に対してあらゆる手段を駆使し、収納の効果が上がるよう努めること。そして、震災時においてもライフラインを確保

するための施設等改修しておられるが、安全で安定した水道水の供給が図られるよう強く要望しますとの意見をいただいております。

これらにつきましては、水道事業収益で平成19年度以降も大口使用事業所のパチンコ店やファミリーレストランなどの飲食店舗の撤退、県健康づくりセンタープールの廃止、JA経済連ジャム工場の事業縮小など、給水収益が大幅に落ち込んでいる状況となっております。また、昨今の原油価格や食料価格の高騰により、住民生活を圧迫している状況や、地球温暖化による環境問題など、各家庭や事業所でさらなる節約意識が進み、水道事業への影響も懸念されるのではと推測いたしております。

しかしながら、水道事業者として安定した運営を行う上で、平成19年度で庁舎管理業務委託の長期継続契約の導入や、平成20年度でメーター検針業務の入札の実施、及び職員1名の減による経費の削減に取り組んでいるところでありますが、町の活性化のためや水需要を図るためにも企業・事業所等の誘致も必要であるとの思いから町部局にもお願いいたしているところであります。また、平成20年度からは自治会公民館や寺社、寺・墓地・神社などでございますが、それらの施設からの料金徴収や、平成21年度からは公共消防に要する経費として、一般会計から公営企業会計に繰り出しをしていただくようお願いいたしたところであります。

2点目の滞納者及び震災時の対策についてでありますが、収納体制は水道料金の 徴収は銀行口座振替やコンビニエンスストアでの支払い、個人からの集金などで対 応させていただいております。

滞納者の状況でありますが、平成21年1月現在357件で約2,035万円の 未納金額となっております。平成19年度に徴収係を設置し収納事務に取り組んで いますが、個人からの集金、約350件があることから、滞納者対策まで手が回ら なかったことから、個人からの集金は口座振替を進める一方、現在日々雇用職員で 徴収事務をお願いし、職員が専属的に滞納者と対応し徴収事務に取り組んでいると ころであります。

最後に震災時の対策でありますが、地震で水道施設が被害を受けると飲料水の確保は大きな問題となることから、平成19年度に西竹田浄水場の自家発電機の新規更新や、平成20年度で管理棟及びポンプ室の耐震工事に取り組み、平成21年度

から平成22年度において配水池2基のコンクリート増厚補強工法による耐震工事の計画、また、県営水道の送水管3カ所及び駅前広場や、町水道送水管の消火栓から給水できるように応急給水栓の設置計画をいたしているところであります。

これからの水道事業は、人口の減少時代の到来や節水社会による使用量の減少及び経済不況等による料金収入が伸び悩む中、また頻発し発生する大規模地震等、風水害による自然災害への対策、経年施設の更新、再構築への対応など、大変厳しい経営環境にありますが、独立採算性が基本の水道事業であり、料金収入で賄うシステムとは言え、安易に料金改正に依存するわけにはまいりません。これからも、より一層安全でおいしい水を安心して安定的に供給していくためにも広報紙を通じて水道水のPR等にも努めるとともに、さらなる経費削減に取り組むとともに、多様化・高度化するお客様のニーズに応え、利用しやすいサービスを提供することが水道事業者として変わらぬ使命であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(松本宗弘君) 総務部長。

(総務部長 中島昭司君 登壇)

○総務部長(中島昭司君) 1番、古立議員の3番目の職員の昇任についてのご質問 にお答えをいたします。

まず、町長が任用試験のメンバーに入っていないことに関しては、任命権者の権限と任用を実施する任用試験委員会の権限の違いによるものでございます。町長は任命権者であり、任用試験委員会は町長の諮問を受け、任用に関する事務を司り報告を行う機関の関係にあります。したがいまして、任命権者が任用に関わることは誤解も招きかねないことも考慮し、委員会に任用を願っているところでございます。

任用試験委員会の構成につきましては、副町長を委員長に、町長の指定する職に ある者ということで、教育長、総務部長、教育次長が委員となって構成いたしてお ります。

次に競争試験において、筆記試験中心では本人の能力が正確に判定されているのかのご指摘につきましては、筆記試験中心ではなく、上司の内申及び口述を重視した内容となっており、能力に応じた判定を行っております。

最後に仕事の能力はあるが、試験が苦手な職員についての対応策につきましては、

選考によるところでございますが、選考のみの昇任任用は今のところ考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(松本宗弘君) 1番、古立議員。
- ○1番(古立憲昭君) ご答弁ありがとうございます。まず水道事業についてお伺い いたします。

質問で述べましたように、平成18年10月から料金を値上げしているにもかかわらず、平成19年度の決算では赤字の報告をされております。ということは、この値上げの段階でいろんな計画を出されたんですが、その計画自体が甘かったんではないかと。その辺をどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それと同時に、このまま行きますと近々水道料金を値上げしなくちゃならないということが起こってくると思われます。それで今ご回答を聞いたら、何かその人に頼ったような回答が大変理由もそうですし、徴収も自治会やとか、水道とか、自分のポケットから出して払っているような感じを受けるんですけども。もっと具体的に、どのような対策をとられておるのか。

特にこの監査委員の報告の中でも具体策を述べられておるわけですわ。人件費の 削減を図るとともに合理化、効率化、節約と。きちっと述べられておるにもかかわ らず、どのような具体策をとられておるのか、そこのとこを再度お聞きしたいと思 いますので、よろしくお願いします。

それと公共交通の件なんですけども、一歩前進という形になっていると思うんですけども。それで協議会を立ち上げてされるということなんですけども。この協議会をもう少し詳しく説明していただきたい。

というのは、タイムスケジュール、特にタイムスケジュールがどうなっておるのかお聞きしたいということと、それから実証実験を視野にとおっしゃっておられるんですけども、この辺の実証実験についても、どう考えて、どれぐらいのタイムスケジュールで考えておられるのか。その辺のところをご答弁をよろしくお願いいたします。

昇任については、これは総務委員会のほうで詳しくお聞きしたいと思いますので、 よろしくお願いします。 以上です。

- ○議長(松本宗弘君) 町長。
- ○町長(寺田典弘君) ありがとうございます。古立議員の公共交通についての質問にお答えをさせていただきたいと思います。

お述べのように公共交通に対しまして、目的をはっきりした上でコミュニティバスがいいのか、またデマンド交通がいいのか、また福祉交通などというものがいいのかについて皆様方のご意見を具体的にちょうだいをしたいというふうに思っております。

現在、具体的なタイムスケジュールについては、まだそこまで組めておりません。 ただ今の段階で考えさせていただいておりますのは、その法定協議会に対しまして、 どのようなメンバーに入っていただくかということを今議論をさせていただいて、 皆様のご理解を得た上で、できるだけ早い時期に協議会のほうを立ち上げをさせて いただきたいというふうに思っております。

実証実験につきましては、最大3年間で国からの補助支援というのもございます ので、それを予定させていただいた中で、協議会の中でお話をさせていただきたい というふうに考えております。

現在、総合連携計画策定に必要となる経費等につきましては、県土木部道路交通環境課を通じて、国土交通省近畿運輸局と下協議中でございます。国の予算も平成20年度の30億円から新年度は44億円と増額されたことでもございますので、必ずや承認されるという見込みでございます。できるだけ早い時期にタイムスケジュール等わかりましたら議員の皆様方にご報告をさせていただきたいと思います。以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 水道部長。
- ○水道部長(渡邉和博君) ご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の値上げしたときの財務計画表の収益が甘かったのではないかというようなご質問でございますが、まあ甘かったと言えば甘かったのかもわかりませんけれども、ただ一番大きな要因は、やはりこれだけの経済不況とか原油高とか、いろんなことによりますことが一番大きな要因ではなかったのかなと、こんなような思いをいたしております。

またこのような状況が続けば、また近々に値上げするのではないのかというようなことにつきましては、ただ料金を値上げするという中で、できるだけ節約していきながら、できるだけ値上げはしないような形では考えたい。ただ、一応平成23年度めどには、また一応そういうような形の5年目値上げさせていただいて、5年後には一応見直しと言うのか、値上げする、しないは別にしても、やはりこの5年間でどのような推移かということをまた再度調整、検討もしていきたいなと、こんな思いをしています。

最後に、どのようなことで対策をしているかということですけれども。やはり先ほども答弁で申し上げましたように、内部におきましても、当然住民の方の料金徴収させていただきますけども、内部でもいろんな事業に関しては、入札したり、また人員の削減も、いわゆる事務の経費もいろいろ削減するよう努めているところでございますので、今後もさらなるそういった形での経費削減等にも取り組んでまいりたいと、このような思いはいたしております。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 1番、古立議員。
- ○1番(古立憲昭君) ありがとうございました。今の水道事業について答弁を聞いたんですけども。財務計画が甘かったということなんですけども、これは非常に大変な問題ですので、ぜひとも、もう一度これをやり直さないかんのと違うのかなと思ってるんです。考えていただきたいなと思っております。

それと平成23年に見直しとおっしゃっておられたんですけども、もうそんな余裕がないと思います。もう即見直しして水道事業をどう解消していくのかということをやらないと。これはもう大変なことなってくると思いますので、その辺のところを町長のほうとしてどうお考えか、お答えをよろしくお願いします。

もう1点、公共交通について、住民の方々の意見をどのように集約されていかれるのか。その辺のところをちょっとわかる範囲でお答えをお願いいたします。

- ○議長(松本宗弘君) 町長。
- ○町長(寺田典弘君) ありがとうございます。

水道事業につきましては、以前、吉田議員のほうからもご質問いただいて委員会の中でも答弁をさせていただいていると思いますが、平成23年の見直しに向けま

しては5年後の見直し、平成18年度から見まして5年後の見直しにつきましては、 3年時点での結果を見て皆様方にご報告をさせていただいて、新たに計画を策定を させていただくというふうに考えております。

また、お述べいただきましたように、人件費の削減等を図っておるところでございますが、今後とも合理化・効率化・節約に向けて、より一層の行政改革を進めて行かねばならないと考えておるところであります。

また、下水道事業が平成31年に完成をする見込みとなっておるところでございます。今それ以上のスピードで進んでおるところでございます。それに伴いまして、水道事業のほうも縮小していく予定でございますので、今後近い将来におきましては、上水道・下水道ともに合わせました上下水道課、もしくは上下水道部の設立も視野に入れながら検討をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから2点目に言われました公共交通の住民の意見の集約でございますが、協議会の中にも住民の皆様の代表としては入っていただこうと思いますが、それ以外の皆様に対しましては、今、人数は決めておりませんがアンケート等で調査をさせていただく予定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長(松本宗弘君) 以上をもちまして1番、古立議員の質問を打ち切ります。 続きまして8番、小走議員。

(8番 小走善秀君 登壇)

○8番(小走善秀君) 議長のお許しを得まして、定額給付金の支給に関し質問させていただきます。

定額給付金が国の平成20年度第2次補正予算の中で、地域の経済対策に資する ことを目的に新設され、年度内の支給が開始される見込みであります。

しかしながら、マスコミや野党からは選挙目当てであるとか、過去の地域振興券では消費されずに効果がなかったとか、経済不況の中で先行きの不安から消費されず貯蓄に回るなどと否定的なことばかりが報道され、効果がないと言われております。

しかし、この100年に一度と言われる世界同時不況の中で、景気を盛り上げる ためには、消費しなければ経済はよくならないわけであります。みんなが消費をす ることこそが景気浮揚の鍵であります。確かに一人1万2,000円、18歳以下 と65歳以上は2万円と、その金額だけを頭に置くと余り効果がないようにも思っ てしまうわけであります。

ところが、国としては2兆円、本町においては5億2,808万円の専決処分がなされております。この5億円が町内で消費されれば、相当に大きな経済効果が見込めることになるわけです。また、町民は大阪や近隣の市で買い物をする傾向にあります。ここに本町の商業が衰退する状況になっているところでございます。これが町内で買い物をしていただければ、大きな経済効果が生まれるわけでございます。

ただ、給付金は現金で指定口座に振り込む方式だということでございます。そうであるなら、地域振興券のようなもの、そして、さらに皆さんにプラスになるようなプレミアム付き券を商工会、商店街、農協等と連携し発行できないかということでございます。

幸い2次補正予算で6,000億円の地域活性化生活対策臨時交付金の支出も認められるようになったということでもございます。ぜひご検討をいただきたいと思います。

本年1月30日の総務省発表では、34都道府県で129自治体で定額給付金プレミアム商品券の発行を予定しているとのことでございます。商工会もこの事業に加わることによって、商・工・農業者の発展や会員増強にもつながり、また反面、町の税収増にもつながることになると思います。

予算委員会もございますので、ごく簡単に定額給付金の支給の見通し、そして地 域振興プレミアム付き券の発行について、どうお考えなのかご答弁願います。 以上です。

○議長(松本宗弘君) 町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 8番、小走議員のご質問にお答えをさせていただきます。

国の生活対策における生活者の暮らしの安心を図る施策として、平成20年度第2次補正予算の中で、景気後退下での住民の不安に対処するため、家計への緊急支援として定額給付金を給付することにより住民への生活支援を行い、あわせて地域の経済対策に資することを目的として定額給付金事業が新設されたところでござい

ます。本町といたしましても、給付金事業の効果が発現するよう速やかに給付事務 に対処すべく事業推進の準備に取り組んでいるところです。

推進体制といたしましては、2月1日付けで19人の職員に兼務辞令を交付し、 総務部長を本部長に田原本町定額給付金推進本部を立ち上げ、さらに準備・予算執 行班、申請受付班、申請支援班を編成して準備に万全を期しているところでござい ます。

給付にかかる予定といたしましては、3月中旬に申請書の発送、4月1日より受付を開始し、受付期間は受付開始から6カ月で9月30日までとなります。

給付につきましては、早ければ4月中旬ごろから給付を開始したいと考えております。

給付額は給付対象者一人につき1万2,000円。ただし、2月1日基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については2万円で、本町では交付対象者3万3,067人のうち、18歳以下の者が5,861人、65歳以上の者が7,623人で給付総額は約5億円となります。

そこで議員お尋ねの地域振興策についてでございますが、全国各地での定額給付金に関する地域の取組状況は、1月末で定額給付金の給付時期をあわせて、プレミアム付き商品券を商工関係団体等が発行を予定しているのが129市町村、消費拡大セールを予定しているのが8市町となっています。

県内でも奈良市商店街振興会が市内の小売店で利用できる1割増しのプレミアム付き商品券を発行される予定でございます。本町も2月初めに商工会に消費拡大セール等の予定はないのかとお尋ねをいたしましたが、今のところ商工会としての予定はないとのことでございます。

定額給付金の給付時期が迫る中、町内での消費拡大を図る上からも、広報等による PRを実施するほか、商工会ともさらに協議を進め、共同して本町での消費拡大等につながる地域振興策等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 8番、小走議員。
- ○8番(小走善秀君) ありがとうございました。

商工会が、こちらのほう断ったと言いますか、予定はないと言われたということ

でございますが、ちょっと最近確認しましたところ、再度町のほうの産業観光課の ほうにご相談、お願いをしているというような話がございました。さらに取り組ん でいるというようなことでございます。

それで各都道府県では、一番多いところでは北海道が20市町村がやると。このプレミアム券については大半が1割、多いところでは鳥取の2割をプレミアムとしてつけるということです。またこの負担割合がね、市町村が1割、そこに商工会が5%、あるいは店側が5%のプレミアムをつけるとか、あるいは町行政と商工会なりが折半で負担し合うとか、こういうような事例があるようです。また例年、今までにこの振興券だけではなしに、今までに例年年末商戦には、こういうプレミアムで、そのまちの活性化を図っている町村もあるようでございます。

また、今回北海道東部にある清里町というところでは、12月22日に、もう既 にプレミアムのそういう商品券を発行しているようです。先取りをして、もうやっ たということでございます。

また、札幌市の例でございますと、商工会議所、商店街連合会と共同で、支給が 5月以降になるので7月をめどに発行すると。1,000円の券を5%引きの95 0円で売ると、このような例もございます。

また、最近のニュースの報道では、三菱自動車の工場がある総社寺というところでは、1台買うと10万円の市から補助を出すというような地域振興策に取り組んでおられると。

こういうことが各地で行われているようでね、毎日そういうニュースが出ているところでございます。 100年に一度のこの経済危機に、地域振興、本当に駅前商店街がシャッター通りになったりね、地域振興を今本当に手を打たなかったらどうなるのかと。やっぱり今であると、私は思います。何とか町の振興のためにお願いしたいと思います。

それとちょっとお話に聞いてると、予算的にそれぐらいのプレミアムを出すだけのお金がないというようなこともおっしゃってるんですが、地域活性化生活対策臨時交付金ですね、国が6,000億円。本町におきましては総額1億8,350万円、この交付金があるわけですね。既に予算措置がされているようには思うんですが、こういう国の補助金・交付金を、そういうプレミアムの部分にも回せないかと

いうようなことでお願いしたいと思います。

ご答弁をお願いいたします。

- ○議長(松本宗弘君) 町長。
- ○町長(寺田典弘君) ありがとうございます。

議員お述べのように、今回の定額給付金事業につきましては、現金により給付するということでございまして、行政が主導いたしまして地域振興券のような方法による給付は対象とはされておりません。しかしながら、お述べいただきましたように、商工会また農協などによります、そういったプレミアム付き商品券の発行ということに対しましては奨励をされておるところでございまして、そのプレミアム、何%になるかは別といたしまして、そのプレミアム分につきまして助成金制度として町から出させていただくということは十分可能でございますので、その点につきましても、今後とも商工会などと十分に連携を図っていきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

- ○議長(松本宗弘君) 8番、小走議員。
- ○8番(小走善秀君) ありがとうございます。

それと、もう1つは考え方としてね、地域振興券を裕福な方で要らないとおっしゃる方には、そういう福祉基金、それから学校の耐震化推進基金みたいなものを、今回の交付金ではそちらのほうに大分お金が行ってるようなのでね、あれなんですけれども。やはりこういう裕福な方で、そしたら寄付をしてあげようというような方がいらっしゃるかもわからない。よそは、そういう寄付をしていただくような方向性も持っているようでございますので、その辺も含めて考えていただきたいと。

それとプレミアムの部分については、まあまあいろいろな印刷その他で絡みもあるので、簡単な方法としてはポイントを付加するポイント制みたいなものをやっているところもあるようですので、これらも含めご検討をいただけたらなと思います。以上です。

○議長(松本宗弘君) 答弁は必要ないですか。(「お願いできますか」と小走議員呼ぶ)

町長。

○町長(寺田典弘君) ありがとうございます。貴重なご意見を賜りましたこと、心

より御礼を申し上げさせていただきます。お述べいただきました事象を参考に今後ともやっていきたいというふうに思っております。

おっしゃられた地域振興を十分考えて今後対策を出させていただきます。ありが とうございました。

○議長(松本宗弘君) 以上をもちまして8番、小走議員の質問を打ち切ります。 暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(松本宗弘君) 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。5番、吉田議員。

(5番 吉田容工君 登壇)

○5番(吉田容工君) それでは議長の許可を得まして一般質問を行わせていただき ます。

まず1番目に学童保育について質問をさせていただきます。私の所管の委員会の中身ではありますが、今回この問題を公のところで問題提起をしたいと思いまして質問させていただきます。

本町は10年前に、近隣他市町に先駆けて学童保育を実施されました。しかも、 国の補助基準に合う合わないに関わらず、5小学校全校に対応する学童保育所を開設されました。その点では、住民の生活を応援するためには学童保育が必要だと、お金の問題ではないと認め、英断を下されたのではないかと思います。そのことに対して敬意を表します。厚生労働省が学童保育のガイドライン「放課後児童クラブガイドライン」をつくっておられますので、それをもとに学童保育をさらに充実させる立場で質問いたします。

ガイドラインには、学童保育の役割を次のように書いてあります。「放課後児童 健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもた ちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の 増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として 重要な役割を担っている」。昨年の10月以降、雇用状況が不安定になり、職を失った方が増えています。また、時間外労働が減少して実質手取額が減少し、共働きをしないと生活が成り立たなくなっておられる方もたくさんおられます。その点では学童保育の役割はさらに重要になってくると考えられます。

そこで質問します。町は学童保育の役割をどのように考えておられるのか、答弁 を求めます。

対象とする児童は次のように書いてあります。「対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1~3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を必要とする児童(特別支援学校の小学生の児童及び小学校4年生以上の児童)も加えることができる」と書いてあります。また、ガイドラインの12項にはわざわざ「事業内容等の向上について」という項目を設けて「放課後児童クラブは、事業内容について定期的に自己点検する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取り組みに努めること」と明記されています。本町の学童保育は3年生までの児童を対象に運営されています。4年生以上については、3年のとき学童を利用していた児童は4年生だけ利用できる。また、3年生以下で学童を利用している児童の兄姉だけ利用できることになっています。しかも、利用できる期間は、長期休暇期間とその前後の短縮授業期間だけに限定されています。そのため月4,000円の保育料を負担しながら数日だけしか利用できない状態になっています。町が利用を制限するのでなく、高学年になると塾通いもありますので、父兄、保護者が利用を選択する制度に変えてはどうでしょうか。高学年と言っても小学生です。家で一人で過ごさせることには子どもの健全育成上大きな問題があります。

そこで質問します。4年生以上に対象者を広げる努力をされているのか。現在利用できる児童が1年を通じて利用できるようにするかどうかも含めて、答弁を求めます。

学童保育を、子どもたちの放課後及び学業休業日の生活を守り、親の働く権利と 家庭の生活を守る場所とするには、子どもたちをしっかり受け止め、一緒に生活す る指導員の援助、役割が重要です。指導員の採用要件には、保育士や幼稚園教職の 資格が必要となっています。有資格者だからこそ専門的知識もあり、安心して子ど もさんを預けられます。その点では指導員の待遇が重要になります。採用形態は日 々雇用です。同じ日々雇用形態をとっている給食調理員は時給881円、ごみ収集作業員(アルバイト)も時給に換算すると881円と、昨年の採用募集要項に書いてありました。

そこで質問します。放課後児童指導員の時給はいくらですか。改善する予定はありますか。答弁を求めます。

働く親を応援し、子どもたちの生活を守る学童保育は、本町の子育て支援の大きな柱です。優秀な人材を確保し、小学生を一人で留守番させない町にするためにも、さらに内容を充実されることを切に求めます。

次に、徴税の取り扱いについて質問いたします。

一昨年の機構改革以降、徴税・収税には人的補強もされ、注力されておられることと認識しております。具体的には、昼間だけでなく、毎週木曜日と納期限の最終日には午後5時30分から9時まで夜間徴収窓口を設けられ、努力されておられることに敬意を表します。法律の考え方に「デュープロセス(適正手続き)」という考え方があります。「目的を達するために手段を選ばず」という対応を否定し、「適正な手段で目的を達する」、言い換えると違法な手続きをとった場合、その手続きを罰するというものです。税金を徴収するという仕事をしているにも関わらず、守秘義務違反に問われたり、損害賠償を求められては大変です。そこで、デュープロセスの観点から本町の徴税姿勢をただしたいと思います。

平成13年6月に国税庁徴収課長が「滞納整理における留意事項について」という文書を出しておられます。その中身は、「滞納処分に当たって担当者が留意すべき事項をまとめたものであるので、周知徹底されたい」と書いてあります。そこには、滞納整理の基本的な心構えとして、「徴収職員に大きな権限が与えられているが、その権限の行使は、滞納者の生活や事業に重大な影響を及ぼすことから、滞納者の実情等を考慮し、応接中の言動等にも十分配慮し、適正・適法に実施する」と明記されています。具体的には、「問答無用」「抜き打ち的」差し押さえ処分を行うことを戒め、まず、紳士的に滞納者の実情を十分把握し、その上で、やむを得ない場合に限って差し押さえを行う。差し押さえ実施前には「差押え予告」を送り、滞納者との接触を図り、実情などを十分調査・把握し、納付を促すこと。差押え予告は滞納者が予告通知を見落とすことを避けるため、差押え予告を原則として配達

証明郵便等により文書で行うと示されています。

そこで質問します。本町の場合、滞納者の実情把握をどのようにされていますか。 差押え予告はどのように送達されていますか。答弁を求めます。

先月中ごろ、町税と国保税の滞納者数を確認に行きましたところ、残念ながら直近の係数を担当課では把握されておられませんでした。そこで、昨年9月議会で伺った係数をもとに確認したところ、町税の滞納者は1,640人だったそうです。 大変多いわけですが、滞納されているのには何らかの理由があるわけで、一人ひとりの状況を伺う中で滞納分と現年度分の納付の相談に乗られると思います。

そこで、確認のために質問します。滞納分と現年度分の納付について一般的にどのように指導されていますか。相談内容についてどのような話を交わしたのか、記録されていますか。答弁を求めます。

先ほどの滞納者1,640人のうち、誓約書を交わしている先は204件と伺いました。誓約書とは、滞納額を一度に払いきれないので分割して払います、という内容で毎月いくらかを支払うと書かれています。滞納されておられる方は、毎月遅れながらでも支払いますという約束を町にされて、町はその間、取立て等差控えますという契約、これが誓約書の法的性質だと考えます。デュープロセスの観点からすると、誓約書履行中は一方的な差し押さえはできないということになります。

そこで、念のため質問します。誓約書履行中に、一方的に差し押さえされること はありませんね。答弁を求めます。

徴税・収税という仕事は大変難しい仕事だと思います。気苦労も多いと推察いたします。ただ、銀行や商売の取引先への調査・問い合わせでも事業などに大きな影響を及ぼす場合もあり、滞納整理の留意事項には「滞納者の納付意思、営業状況等を勘案して行う」ことを指示しています。納税の誠意を示していれば、調査を一時見合わせる等慎重に行うよう求めています。本町の徴税・収税事務においても、デュープロセス(適正手続き)を踏みながら、十分滞納者の実情を把握した上で進められることを求めます。

次に、指名業者の評価について質問いたします。

指名業者の評価については、町の規定上では、客観的評価と主観的評価をすると うたっていますが、実際には、経営事項審査結果で示された点数をもとに客観的評 価をしているだけで、これまで主観的評価は行われてきませんでした。

そこで質問します。今後、主観的評価についてどのように検討されているのか、 答弁を求めます。

今は、まだ下水道工事がたくさん行われていますので土木工事はありますが、下水道もかなり普及してきて、その上、町の財政的なものもあり、今後町が発注する工事は減少していくことになると考えます。その過程で、必然的に業者の淘汰という事態になります。そのときに、優秀な技術力を持った業者が残ることが期待されますが、自然に任せておいたのでは、要領のいい業者、例えば現場監督だけ置いて、後はすべて外注するような業者が残ることになります。そうさせないためには、これからの町の主観的評価の運用で優秀な技術力を備えている業者を高く評価することが必要になります。「優秀な技術力を備えている」かどうかは、優秀な人材を確保していること、人材を確保するためには直接施工することが必要になると考えます。

そこで質問します。主観的評価で、優秀な技術を持った業者をどのように評価するのか、答弁を求めます。

今行われている主観的評価のもととなる工事成績採点表は、施工体制・施工状況 ・出来形及び出来ばえ・高度技術・創意工夫・社会性(地域への貢献)・法令遵守 の7項目で評価されています。その中身で質問いたします。

施工状況の中に「建退共の証紙が適切に配布され管理されている」という項目があります。建退共の証紙を購入した領収書は添付書類として確認できますが、実際に働いた人に渡したかどうか、特に他の業者に下請けに出した場合はどのように確認・管理するのか、答弁を求めます。

ゼネコン業者に発注した場合は、現場監督さえちゃんと役割を発揮していれば下請けに出しても問題はありません。しかし、町の業者では、実際汗を流して頑張っておられる業者を応援・育成していくことが大切です。業者の技術力を判断するためにも直接施工は欠かすことはできません。現在使用されている工事成績採点表では、どの程度直接施工されているのかをチェックする項目がありません。

そこで質問します。直接施工状況はどのように点検、捕捉されるのか、答弁を求めます。

C級の業者がA級の業者へ下請けに出すと、当たり前ですが工事はちゃんとできます。しかし、C級業者に元請けさせる必要は全くありません。そんなC級業者に、入札で振り落とされた自前の職人を使って工事をする業者にとっては、施工の機会を奪われたことになります。職人を抱えていない業者のほうが経費が安くて入札額を低く抑えられます。反対に職人を抱えている業者は、人件費等経費がかかり経営が苦しくなります。こんなことが続いたら、規模の小さい業者で、自ら職人を雇って工事をする業者はなくなります。技術力のある中小業者を育成するためにも、雇用を増やすためにも、町が指名業者の評価で直接施工する業者を高く評価する姿勢を明確に示していくことが求められています。町が的確な方向を打ち出されて、技術力に裏付けられた元気な企業を応援し、活気ある町を形成されることを求めて、一般質問を終わります。

○議長(松本宗弘君) 副町長。

(副町長 森口 淳君 登壇)

○副町長(森口 淳君) 5番、吉田議員の一般質問の3点目の指名業者の評価についてお答えを申し上げます。

1点目の今後の主観的評価についてどのように検討しているのか、とのことでございますが、従来は議員ご存じのとおり客観的要素、いわゆる経営審査評点で町内業者の格付けをしてまいりましたが、今後の平成22年・23年度の格付けには、主観的要素として工事成績の平均点を評定点に考慮し、また税金の滞納や指名停止等の信用度等を評定点として考慮いたします。

2点目の、優秀な技術を持った業者をどのように評価するのかとのことでございますが、田原本町では20年度の工事の検査成績表は奈良県の成績表を参考にしておりますので、優秀な業者は当然成績も優秀と判断をいたしております。

3点目の、建退共の証紙を購入した領収書は添付書類として確認できるが、実際に働いた人に渡したかどうか、特に他の業者に下請けに出した場合は、どのように確認管理するのかとのご質問でございますが、平成20年度は契約時に建退共の証紙購入の領収書を確認し、検査時点で労働者に渡すように指導をいたしております。

次に、第4点目の直接施工状況はどのように点検、捕捉されるのかとのことでございますが、工事には施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ等7項目がござい

ますが、この中に施工体制台帳があり、工事現場に掲示義務がございます。この施工体制台帳を工事監督員及び検査員も時間のある限り現場で確認し、より優秀な技術力のある業者に育つよう指導してまいりたいと考えております。

以上、吉田議員の3番目の指名業者についての評価についてのお答えとさせていただきます。

○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。

(住民福祉部長 松田 明君 登壇)

○住民福祉部長(松田 明君) 続きまして5番、吉田議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

第1点目の学童保育についてのお尋ねの第1点目の、町は学童保育の役割をどのようにして考えているのか、とのご質問でございますが、子どものすこやかな成長は、家族にとって大きな願いであり、社会にとっても次の世代を担う大きな原動力であります。しかし、近年著しく少子化傾向が続いており、我が国の将来の社会、経済等に大きな影響を与えることが懸念される中、子どもたちを安心して生み育てることができるようにすることは、地域づくり、まちづくりの基本であります。そういったことから、学童保育は子どもにとって家庭的な雰囲気で安全な遊びを通じて生活指導を行い、健康でよい習慣を身につけることともに、子どもの視点でよりよい親子関係を築いていくためにも大変重要な事業であると考えております。

次に、第2点目の4年生以上に対象者を広げる努力をされているのか、及び現在利用できる児童が1年を通じて利用できるようにするのかどうか、とのご質問でございますが、対象児童につきましては、放課後児童健全育成実施要綱に定めているように、対象児童は児童福祉法第6条の2第12項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生に就学している児童であり、前年度学童を利用していた4年生及び学童利用の3年生以下の弟妹がいる4年生以上の兄や姉については長期休暇期間及びその前後の短縮授業期間中を学童保育の対象として行っております。しかしながら、本町の学童保育は各小学校の余裕教室を利用して保育を実施しているところでありますが、近年余裕教室が減少していることからも、現在実施しております状況より拡大することは考えておりません。

第3点目の、放課後児童指導員の時給はいくらか、改善する予定はあるのか、と

のご質問でございますが、指導員の身分につきましては、一般の職員と同様の勤務時間で勤務することを必要としないこと、勤務の性格上、同一人を継続して任用する必要がないことから、日々雇用職員取扱要領によりまして採用しております。待遇につきましては、採用の際、保母資格等の資格を条件にしておりますことから、一般事務に係る日々雇用職員より5号級上を基準として1時間当たり823円の賃金を支給いたしており、年1回の定期健康診断及び指導員会議等の研修参加者には費用弁償等の予算措置を講じているところでございます。現在の状況を継続いたしたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(松本宗弘君) 総務部長。

(総務部長 中島昭司君 登壇)

○総務部長(中島昭司君) それでは5番、吉田議員の2番目の徴税の取り扱いについてご答弁を申し上げます。

初めに、国税庁の徴収課長からの「滞納整理における留意事項について」の通知 文書について触れられておりますが、この文書は国税庁内部における通知でありま して、差し押さえを行う前の差押え予告は、法令に規定された滞納処分上の手続き ではなく、事後の処理展開を速やかに図るため任意に行うものであると解釈をいた しております。各税務署は、通知どおりに事務を進めるのが当たり前のことのよう でございますが、本町におきましては国税庁の通知も参考にしながら事務を進めて いるところであります。また、地方税法第331条等や国税徴収法第47条では、 督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに、その督促にかかる徴収金 が完納されないときには、差し押さえをしなければならないと定められております。 その上で、まず1点目の「本町の場合、滞納者の実情把握をどのようにしている のか、差押え予告はどのように送達されているのか」のお尋ねですが、来庁依頼や 電話・臨戸等による納税相談を実施し、実態の把握に努めております。なお、こう いったことに応じない者には、過去の滞納整理資料や課税資料の調査を実施し、こ れと並行して地方税法の規定に準用される国税徴収法第141条による質問及び検 査権の運用による金融機関等への照会により、収集した資料に基づき、資力の把握 をいたしているものであります。また、差押え予告の送達につきましては、原則と

しては簡易書留で滞納者に通知しているところでございますが、本人の長期不在や自己都合により受け取りをしない等、郵便局から返送されてきた場合には、やむを得ず再度普通郵便で送達しております。

次に、2点目の「滞納分と現年度分の納付について一般的にどのように指導しているのか、相談内容についてどのような話を交わしたのか記録しているのか」のお尋ねですが、滞納者との納税相談の際には、滞納分の一括納付が困難な事情があると認められる場合には、資力状況を勘案の上で分割納付による納税を指導いたしております。この場合に現年度分の税額につきましては原則は納期内納付とし、やむを得ない場合でも年度内には納付を終えていただくことにより、新たな滞納税額が発生しないことを前提としております。この際に分割による納付誓約に応じない場合や誓約に不履行があったときには、資力調査の上、差し押さえもあり得ることを伝えております。また、相談内容につきましては、滞納管理システムで管理している滞納者実態調査票に、折衝の日時、対応者、相談の内容を記録し、後日の処理の参考にしております。

次に、3点目の「誓約履行中に、一方的に差し押さえされることはありませんね」のお尋ねですが、誓約どおりの履行者につきましては、一方的に差し押さえを執行いたしました例はございません。また、今後におきましても、そのような差し押さえは道義的に執行してはならないと考えているところでございます。納付誓約の不履行の場合や、差し押さえ可能な財産がある等、支払能力がありながら納税の意識が見られない場合には、やむを得ず差し押さえをいたすものでございます。

最後に、納期内納付されております大多数の納税者との税負担の公平性を第一に 考えた上で、差し押さえを熟慮断行しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(松本宗弘君) 5番、吉田議員。
- ○5番(吉田容工君) ご答弁ありがとうございます。それでは、今答弁されていた だいた順番から、再度質問させていただきます。

業者の評価について、何で建退共の証紙をここに出したか言うたら、私は議員になる前にこの売りさばきをやってたわけですね。そしたら、業者が来られて、現物はあるねんけど領収書がないねんと、そやから買わないかんねんという話が実際に

現場であるわけですね。その点では最終工事の終了検査ではなかったらパスせえへんけれども、それを働いた人に渡すというところまでは意識をされてないというのが今の実態なんですね。わざわざ項目に入ってるというのでこれを取り上げさせてもらったわけですわ。その点では、まだ今年から運用されて、どこまで実施するかというのは、これからのことだと思いますけれども、やっぱり項目を設定した以上、どういうふうにそれを捕捉していくかは、やはりもう少し練っていただきたいなと思ってこれを質問させてもらったわけです。それはそれでよろしいんですけれども。そこで、直接施工というのを私が今回言いたかったことの一つでね。例えばこんな場合どうなるかというので、2つちょっと質問します。

下水道工事で立坑工事を外注した、推進工事を外注した、薬注工事を外注した、 開削工事を外注した、舗装工事を外注した、皆下請けに出した。後は何をしはるん でしょうかね。それが1つですね。

もう1つですね。田原本町に先ほど施工体制台帳をつくると、ここへ下請け出しますよということで報告があった分、その報告した下請け業者に仕事をさせずに別の業者に仕事をさせた場合はどうなるのか、この2つ、答えてもらえますか。

次に学童保育についてです。田原本町は非常にこれまで頑張ってこられてると。 先ほども質問の中で評価させていただきますと言いましたように、頑張っておられると思います。今答弁いただきましたように、子どもの視点でよりよい親子関係を 築くと、田原本町の子育てにとっては大変重要な事業やと認識されておられるというご答弁いただきまして、ぜひその観点で、要するに4年生、5年生、6年生、そ こもやっぱり見ていただきたいなと。やっぱりいろいろ理由としては教室がないという理由をいただきましたけれども、その点はほんまにどこまで利用があるのかというのもわからないですね。今、現時点で申し込んでる人で利用してる割合は7割と聞いてますんでね。ということは、もともと予定してる3割は空いてるということになるのかなと思うわけですね。先ほどの質問で言いましたように、4年生、5年生、6年生やったら塾通いやとかいろいろあって、実際には毎日来るということはないと思うんでね。そこでどのぐらいの利用頻度があるかわからないから前に進めないということにもなると思いますしね。その点では段階的にですね、例えば今利用できる4年生、この4年生を終日毎日利用できるような条件にできないかと。 今でしたら長期休暇と、その前後の短縮授業、または学校の創立記念日とか、それから運動会の次の日の休みとか、そういうのに対応してるだけですんでね。その今行ける、使える4年生、5年生、6年生で本当にどれだけの需要があるのかと、それをつかんでもらえませんか。実際には、先ほど言いましたように申し込みしてる人の稼働の状況からしたら7割と聞いてます。それちょっとまた確認してもらったらいいと思いますけども。

その点ではね、まあ田原本町は学童をつくったとき、年間1,700万円というお金を一般会計から自前で出しておられたと。それが今は何ぼかと言うと500万円ですよね、この平成21年度の予算で500万円出しておられますよね。あとのお金は国の補助金、また利用者の負担金というようになってますよね。なら、金銭面ではかなりスリムになられておられますし。そやからお金を出せと言うわけじゃないですけどね。その点ではもう少し学童保育の重要性に応じたような形で利用できる範囲を広げてもらえないかと。そのための試行錯誤を繰り返していただきたい。特に田原本町の放課後児童健全育成実施要領には書いてあるとおりですわね。だってもう国のガイドラインには広げていったらいいのと違うと書いてるんですからね。それは何らかの施策を打ってもらえないかどうか、そこの答弁を求めます。

3つ目の税金の徴収の問題です。本当にこれは職員の皆さん大変苦労されておられる問題だと思います。しかし、そこでその手続きをどういう立場でするかということが非常に重要になると思うんですね。今回答弁いただいた中でわかりにくいのは、要するに国税庁の徴収課長が出した文書は国税庁の話やと、わしゃ知らんでという立場で臨んでるのか、それともそういう立場を尊重して田原本町もせなあかんと思ってやるのか、そこははっきりしないんですね。言うてみたらね、部長ご指摘のように、国税徴収法47条も地方税法も同じように10日間過ぎたら差し押さえしなければならないと書いてあるわけです。書いてあるにもかかわらず、国税庁のほうは一方的にしたらあかんでということを言うてるわけですよね。ということは、この法律を理解するには、やはりその滞納されている方の実情をまず把握しなさいよということを、せんとあかんよということを国税庁は言うてるわけですね。だから、その点では田原本町がそういうことを無視してやるんか、それとも国税庁が言うてるようにそれを尊重してするのか、どっちなんやというのが答弁でわからなか

ったんですね。そこを答えてほしい。

それと個々の問題点として一つ聞きますね。具体的にはですね、この間やってこられた、1,640人という数字を上げました。これは7月末の数字ですよね。それから8カ月今たってまして、実態把握はその何件までできたのか。それと差し押さえの予告というか、最終催告ですね、簡易書留で行っていると答弁いただいたんですけども、私がこの前お邪魔したときは、普通郵便ですよと言うてはったので、いつから簡易書留になったのかというのをですね、それを答えていただきたい。

それと相談内容等を記録してますよということですけどね、私が前回お邪魔したときは、その滞納されてた人がどういう言い分をしてはるかというとこは全然なかったわけですわ。どういう理由で払えへんねんと言うてはるのかというのは記録には書いてないという話でしたのでね。ほんまにそこまで書いておられるのかということ、この点、4つになるのかな、その国税庁の通知を尊重されるのかどうか、それと個別の把握を1,640人、どこまでいってるのかと。それと、いつから簡易書留で最終通告されたのかと。それともう1つが、相談内容はどこまできめ細かく管理してるのかと、この点について答弁を求めます。

- ○議長(松本宗弘君) 副町長。
- ○副町長(森口 淳君) 3点ご質問をいただきました。ご質問の趣旨に沿えるかど うかちょっとわかりませんけれども。

まず1点目の建退共の証紙の件でございますが、これにつきましては先ほどの答 弁で申し上げましたように、検査時点で労働者に渡すように指導しているというと ころでございます。だからそれ以後の追跡調査は現在いたしておりませんので、今 ご指摘のような形で今後取り組んでいきたいと、このように考えます。

それから2つ目の、いわゆる外注の件でございますけれども。これについては2点ございます。外注した場合、それから別の業者に委託してした場合ということでございますが、これにつきましても、その完成時におきまして私どもの検査員が十分検査をした上で、あとの施工について法に基づいた形での施工をしていくような形でしておりますが、ちょっとなかなかご質問の意味がちょっと飲み込めておりませんので、ご質問、もしよければお願いしたいと思います。

○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。

○住民福祉部長(松田 明君) お答えいたします。

ご質問いただきました4年生から6年生への拡大についてでございますけれども。確かに議員おっしゃってますように、1年間通じて4年生の方をという形で考えておりますけども、今現在、先ほど答弁申しましたように余裕教室が減少している状態というのがございます。そして実際の話、長期期間及び短縮授業で4年生から6年生の平成20年度で調べた結果ですけども、約12名ほどしか利用されておらない状態でございます。このことに関しまして、一応私どもといたしましては十分学校関係者とも協議いたしまして、今後教室の状態も考慮しながら検討していきたいなと思っておりますけれども、学校関係もどういうふうな状態になってくるかわかりませんけれども、それは十分ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 総務部長。
- ○総務部長(中島昭司君) それでは、私のほうへ4点のご質問でございますけれど も。

まず最初に国税庁内部での通知文書についてでございますけれども。この部分に つきましては、もちろん尊重いたしまして、町の状況に照らしまして実施をしてま いりたいと、このように考えるものでございます。

そして滞納者数1,640名ということでお聞きをいたしておりますが、今現在は1,500名ということでございまして、その内訳につきましては個人町民税で721名、法人町民税で22名、固定資産税で635名、軽自動車税で408名、都市計画税で370名でございます。

それと、簡易書留についてでございますけれども。これにつきましては予告等通知をいたす場合には簡易書留で滞納者の方々に通知をさせていただいているわけでございまして、2回目以降の通知につきましては普通郵便ということで送達をさせていただいております。(「いつからですか。それを聞いてるんですよ」と吉田議員呼ぶ)

あの、日にちはちょっと今、調べて正確な日にちをご報告させていただきます。 それと、滞納の管理、納税相談等の管理でございますけれども。これにつきましては滞納管理システム等により、私ども管理をさせていただいております。 そして折衝の日時、対応者、相談の内容等については克明に記録をさせていただいております。

- ○議長(松本宗弘君) 5番、吉田議員。
- ○5番(吉田容工君) それではちょっと、もうあれですけど。若干質問させていた だきたいと思います。

指名業者の評価については、やはり町に届けてる、この人に下請けさせてますよというやつが別の人がやってたとしたら、それは厳重に取り締まってほしい。それは町に対する報告義務違反ですからね。やはりそういう問題、例えば工期が遅れる問題、いろいろ問題出ますね、それに対してはやはり厳格に対応してもらうということが必要やと思いますので、それはよろしくお願いします。

それと、これは町長に聞きますねんけれども。学童ですけどね、今おっしゃっていましたように、4年生の利用が12名ということですよね。5カ所で12名ですからね。2人、3人という、部屋の数云々じゃないんじゃないかと思うんですね。だから4年生、5年生、6年生が来るということは、世話がかかると言うよりも、家庭でいる状況が学童ですので、4年生、5年生、6年生が1年生、2年生、3年生の面倒見ると、お兄ちゃん見たりやという感じの取り組みが学童やと思いますので。その点では実際にどれだけ利用したいという要望があるのかという数字に基づいて、そんなん手を広げたら大変になるでということで、まず大きく構えんと、行けるかもしれんかなということで調査をしていただきたい。それをできるかどうか答弁を求めます。

それと税金の徴収ですよね。やはりね、田原本町の税務課は先ほどおっしゃった町税4税というのと、それと都市計画税を入れて5税ですよね。それとともに国民健康保険税も一緒に徴収されてますよね。国民健康保険税については厚生労働省の保険局から、この滞納者に当たっては十分その実態を把握して、生活保護が必要と認めるんなら生活保護の手続きもしなさいという文書が出てますよね。ということは、それに基づいて田原本町は税金の徴収をしなければならないと、国税庁が言うてるだけではないわけですよね。その点で実際に住民の皆さんの実態を把握し、それで相談にも応じてやっていただけるようにできるのかどうかと。

その簡易書留で出してるとおっしゃってますけどね、差し押さえの最終通告を簡

易書留で出してたら、次の督促はないわけですからね、次は普通郵便でやってるなんて、おかしな話ですんで、答弁になってないんですけども。本当にその差し押さえの最終通告と言うか、予告というのは簡易書留されてるのかどうか。そこを本当にこの場だけの答弁に終わるんじゃなくてですね、本当に滞納されてる人、滞納してない人と比べたら、そら、見方からしたら世話のかかる人かわかりません。しかし、みんながみんな、お金持ってるねんけど納めてないわけではないんでね、その点では滞納者の実態を把握する取り組みをさらに強化されるかどうか、この点について町長から答弁求めたいと思いますねんけども。

以上です。

- ○議長(松本宗弘君) 町長。
- ○町長(寺田典弘君) ありがとうございます。

学童保育につきましてはおっしゃるような今の状況でございます。今後、今の実際の状況がどうなのかということにつきまして、把握に努めてまいりたいというふうに、今部長とも相談をさせていただいておったところでございます。

2点目の徴収でございますが、私が理解しておりますのは、簡易書留で送付をさせていただいた後、それでも届かなかった場合に、しょうがないから普通郵便で送達をさせていただいてたという状況であるという認識をさせていただいております。今後とも公平性という意味におきまして、期限内納付されている方がほとんどの皆様でございます。その皆様方に対して不公平感が出ないということが基本中の基本であると私自身は考えておりますので。ただ、皆様方の本当の実情につきまして、十分に把握をさせていただきながら、町として対応させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

ありがとうございました。

- ○議長(松本宗弘君) 総務部長。
- ○総務部長(中島昭司君) 今、町長からもご答弁ありましたように、私ども、国民 健康保険税、町税4税につきましても十分な実態把握の上で、そういう最終的な処 置をとると、こういうことでございます。

それと簡易書留につきましては、そういう形で、日付のほうはちょっとわからないと、こういうことでございますけれども、簡易書留で送らせていただいていると、

こういうことでございます。もしお聞きになりました職員が、そういう職員にお聞きてございましたら、私のほうから周知徹底するように再度申し上げておきます。

○議長(松本宗弘君) 以上をもちまして5番、吉田議員の質問を打ち切ります。 続きまして7番、松本美也子議員。

## (7番 松本美也子君 登壇)

- ○7番(松本美也子君) 議長のお許しをいただきまして、通告書どおり一般質問を させていただきます。
  - 1、「災害に強いまちづくり」について。
  - (1) 防災担当課の整備、充実について。

東南海、南海地震、及び梅雨前線、台風の影響による集中豪雨など自然災害の被害を最小限に、しかも犠性者ゼロを目指して本町の責任において対策に取り組んでいただくための担当課としての整備についてお聞かせください。さらに各担当課との連携、緊急時における指示的立場の権限についてもお聞かせください。

(2) 自主防災組織の進捗状況と今後の取り組み目標について。

防災担当課から発信をしていただき、緊急に取り組んでいただきたい課題でございます。現在の進捗状況をお聞かせください。本町すべてに自主防災組織を立ち上げていただけるための目標数値をお聞かせください。自主防災組織の必要性を関連各位の皆様、町民の皆様にご理解、ご協力をいただけるための取り組みについてお聞かせください。

(3) 災害時要援護者の避難支援対策への取り組み状況について。

総務省消防庁では、全国1,816市町村を対象に平成20年3月31日現在の 災書時要援護者の避難支援対策への取り組み状況を調査し、その結果を公表してい ます。

政府はこれまで、災害時における高齢者などの避難支援のガイドライン(平成18年3月)を示し、市区町村に対し具体的な避難計画を策定するよう要請してきました。昨年(平成20年)4月開催の政府防災会議で報告された「自然災害の『犠牲者ゼロ』を目指すための総合プランについて」の中でも平成21年度までを目途に、市町村において要援護者情報の収集、共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などが策定されるよう促進し、災害時要援護者が安全に避難するた

めの支援体制を確立することが新たに明示されましたが、今回の調査結果で全体計画を策定している市町村は13.2%と1割強にとどまっていますが、「平成21年度までに策定を予定」と「現在策定について検討中」を合わせると56.1%と半数を超えています。名簿、リスト等の作成に着手済み団体の8割弱において福祉関係部局が主体となっているようです。名簿、リストを作成するための情報収集の手段として、また行政外の関係機関等を含めた情報共有により個別計画を作成するための手段として関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式の3方式があり、単独と言うよりは、併用する方法で情報の収集、共有を行っていると聞き及んでいます。そこでお尋ねいたします。本町における災害時要援護者の避難支援対策の取り組みについてお聞かせください。

みについてお聞かせください。

(4) 洪水ハザードマップ、アクションプランの活用、取り組みについて。

洪水ハザードマップは作成をしていただき、既に町民の皆様に配布していただいております。またアクションプランにつきましては、今、作成していただいていると伺っております。

実際、災害が起きたときの被害を最小限にするためのマップであり、プランでもあります。町民の皆様にご理解をいただき、自然災害が発生したときに即座に行動できるように、どう活用していくのか等々、担当課として丁寧な取り組みが不可欠かと存じます。洪水ハザードマップ、アクションプランの活用、取り組みについてお聞かせください。

2、持続発展教育(ESD)の学校現場への普及促進を図るためユネスコ・スクールへの参加、活用について。

最初に質問に当たって、一言お断りをさせていただきます。これまで(ESD)は「持続可能な開発のための教育」と訳されていましたが、日本ユネスコ国内委員会では、国内への普及、促進を目指して、より簡単に「持続・発展・教育」という名前を使っています。ということですので、質問項目にこの「持続・発展・教育」ということでさせていただきましたことをご理解いただきまして、質問に移らせていただきます。

2002年(平成14年)9月に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)で日本が提唱し、同年12月の57回国連総会に

おいて、2005年(平成17年)から2014年(平成26年)までの10年を 「国連持続可能な開発のための教育の10年(DESD)」とし、ユネスコをその 主導機関とするとの決議が採択されました。ユネスコが中心となって各国の具体的 対応の指針となる国際実施計画が策定され、政府レベルでは、2005年(平成1 7年)12月に内閣に設置されたDESD関係省庁連絡会議によって、2006年 (平成18年) 3月に国内実施計画が策定され、取り組みが進められています。国 内実施計画では、持続可能な開発のための教育の目指すべきは、地球的視野で考え、 さまざまな課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な 社会づくりの担い手となるよう個々人を育成し、意識と行動を変革することとされ ている。また、人格の発達や自律心、判断力、責任感などの人間性を育むという 観点、個々人が他人、社会、自然環境との関係性の中で生きており、「関わり」、 「つながり」を尊重できる個人を育むという観点が必要であるとされている。学校 現場において、総合学習の時間などで環境や国際理解をテーマにした学習を行って いるが、「持続可能な開発のための教育」という概念が十分に理解されているとは 言えない状況である。国際理解、環境多文化共生、平和、開発、防災等、既に学校 等で取り組んでいる個別テーマに関するさまざまな教育に「持続可能な社会の構 築」という共通の目標を定め、各取り組みをつなげていくことがESDの基本的な 理念です。2006年に教育基本法が改正され、2008年3月28日、新学習指 導要領案が公示され、改訂学習指導要領では「持続可能な社会の構築」の観点が盛 り込まれています。同年7月に教育基本法に基づき、教育振興基本計画が策定され、 同計画ではESDを我が国の教育の重要な理念の一つとして位置づけるとともに、 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策としてESDの推進が明記され ました。

「持続発展教育(ESD)推進のために」木曽功様の文章より一部引用、抜粋をさせていただきました。

日本ユネスコ国内委員会では、「持続可能な発展のための教育」の学校現場への 普及推進を図るという目的のために、ユネスコ共同学校のネットワークを活用する ことが一つの有効な手段となり得るとの観点から、その具体的な方法について審議 するため、教育小委員会のもとに有識者による検討会を設置し、検討を行いました。 2008年2月28目に開催された第122回日本ユネスコ国内委員会において、持続発展教育(ESD)の普及促進のためのユネスコ・スクール活用についての提言が採択されました。ユネスコ・スクールとは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校です。政府ではユネスコ・スクールをESDの推進拠点と位置づけ、その増加を図っています。

ユネスコ・スクールに登録すると、国連機関であるユネスコからユネスコによる 認定校として認定証が送られます。ユネスコ・スクール加盟校は全世界で約8,0 00校。加盟すれば国内外のユネスコ・スクールと交流を持つ機会が得られます。 ユネスコから年数回、世界のユネスコ・スクールの活動報告などの情報誌が送付され、各国の特色ある取り組みを知ることができます。

そこでお尋ねいたします。持続発展教育(ESD)の学校現場への普及促進を図るためにユネスコ・スクールの参加、活用について本町のお考えをお聞かせください。

以上で壇上での私の質問を終わります。場合により自席にて質問させていただきます。ありがとうございました。

○議長(松本宗弘君) 町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 7番、松本美也子議員の災害に強いまちづくりの1点目、防 災担当課の整備、充実についてお答えを申し上げます。

防災対策として自然災害の被害を最小限に食いとめるためには、町の防災担当課を組織整備し、他課との連携を図ることが理想であり、防災対策上、最も重要な課題であることは、以前より深く認識をいたしておるところでございます。しかしながら、議員もご承知のとおり、平成19年10月に効率的な行政運営を行うべく、組織機構改革を実施したところでございます。また、山積する諸課題に、限られた職員を適正に配置をし行政運営を行わなければならないのが実情であり、今すぐに防災担当課の設置は考えてはおりません。

しかしながら、防災対策につきましては緊急を要する課題であることから、今年 度地域防災計画の見直しを行っております。その観点からも、今後の災害予防、災 害応急対策、災害復旧対策等を実効性のあるものにするためにも、職員の配置等組 織の充実を図っていくことについて検討してまいりたいと考えております。

緊急時の指示的立場の権限につきましては、災害時には1担当課で対応すること は不可能であり、町を挙げての取り組みになることが想定をされます。地域防災計 画に基づき担当を班別編成とし、指揮系統を各部長により行うことで対処してまい りたいと考えております。

1点目の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(松本宗弘君) 総務部長。

(総務部長 中島昭司君 登壇)

○総務部長(中島昭司君) それでは続きまして、2点目の自主防災組織の進捗状況 と今後の取り組み目標についてお答えをいたします。

町内の自主防災組織は13の自治会において組織され、結成率は13%でございます。自主防災組織の結成を促進するための取り組みといたしましては、県は防災 講演会や研修会を開催するとともに、ホームページやリーフレットでの広報、出前トークを実施しており、市町村はこれに協力、後援といった取り組みを行うとともに、広報紙等で啓蒙啓発並びに災害意識の高揚に努めております。

昨年の町政報告会では、自主防災組織について説明をさせていただき、意識の高 揚と結成に向けて強く働きかけをしたところでございます。また、自治連合会にお きましても、小松市、豊田市、福井市の防災センターの現地研修を実施する一方、 自主防災に関する実情報告や組織化に向けてのアンケート調査も行い、組織の結成 促進に向けての取り組みも行われたところでございます。

自治連合会のアンケート調査の結果では、自主防災の重要性、必要性は認識をされ、組織結成には前向きの考えである結果を得たところでございますが、組織結成には結びついていないのが実情であります。地域のことは地域の力で守り合い、助け合っていくことが共助であり、地域防災力でございます。行政が、自主防災組織の立ち上げに取り組まなければならないことは当然であり、その実現に向けて努力をしてまいったところでございます。しかしながら、主体が自治会であることから、組織化の数値目標につきましては、具体には申せませんが、少なくとも奈良県平均64.8%程度には近づきたいものと思っております。

次に、3点目の災害時要援護者の避難支援対策の取り組みについてお答えいたし

ます。

要援護者が安全に避難できるよう、要援護者の情報を把握する必要があり、プライバシーに配慮し、民生児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ等関係機関との連携により、実態の把握に努め、行政と地域自治会をはじめ関係機関が情報を共有し、防災対策に努めることが重要であることは、従前にも申し上げたとおりでございます。

現在の災害時要援護者支援に関しての取り組みといたしましては、地域防災計画の内容の見直しを行っているところでございます。その過程での意見聴取で、町社会福祉協議会から災害時要援護者支援について、積極的な取り組みの申し出をいただいております。福祉部局におきましては、田原本はつらつ長寿プラン21の策定中で、高齢者の防災体制の確立を位置づけております。

自主防災組織の中でも申し上げましたが、地域のことは地域の力で守り合い、助け合っていくことが共助であり、地域防災力でございます。災害時に最も実効性の高いことだと考えております。要援護者支援につきましても、同様と認識をいたしております。個人の情報を持つのが行政であり、地域住民の実情を一番知っておられるのが地域自治会でありますこと、共助の観点からも、個人情報の保護の問題はありますが、行政と関係機関が情報の共有に努めなければならないこと、今もって課題であると考えております。議員のご指摘の同意による方法、手上げによる方法等も参考にさせていただき、関係機関と協議をし、実施してまいりたいと存じます。

4点目の洪水ハザードマップ、アクションプランの活用、取り組みについてお答 えいたします。

洪水ハザードマップは、町民の皆様に、想定される防災情報を提供し、日ごろから災害への備えを徹底していただくため、地震ハザードマップとともに配布をさせていただいたものでございます。

「自らの命は自らで守る」「私たちのまちは私たちで守る」という自助・共助の 大切さを認識願うとともに、普段からの家庭や地域での備えを大切にしていただく ための住民への啓蒙啓発の資料でございます。災害に対する日ごろの備え、避難の 心得等を掲載しております。家庭に備えつけていただき、予備知識として活用願っ ているところでございます。 地震防災アクションプログラムにつきましては、地震に強いまちづくりを目指し、 地域防災計画の実効性を高めるため、町が実施する地震対策を体系化した個別の具体的な実施計画で、県のアクションプログラムに準じ、今後10年間で田原本町が 目指すべき減災目標を達成するため、施策の柱ごとに具体的目標を設定するもので ございます。現在、素案の段階であり、今後は担当課とも協議検討を重ねてまいり たいと考えております。

防災協働社会を実現し、安全・安心のまちづくりを実現するため、町民の皆様に担っていただくことは、自助・共助に関することで、各家庭では生活必需品の確保等について準備をいただく行動をされることと存じます。広報紙やホームページ等で積極的に啓蒙啓発に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(松本宗弘君) 教育次長。

(教育次長 松原伸兆君 登壇)

○教育次長(松原伸兆君) 続きまして、第2番目の持続発展教育(ESD)の学校 現場への普及促進を図るためにユネスコ・スクールへの参加、活用についてのご質 間にお答えいたします。

ユネスコが創始しましたユネスコ・スクールと、我が国が世界に向けて提唱しました国連持続可能な開発のための教育の10年実施計画では、環境教育、国際理解教育、エネルギー教育、世界遺産・地域の文化財等に関する教育、その他持続可能な社会づくりのための担い手づくりに向けた教育など、国際化に対応した教育を目指している点で一致しております。このため、ユネスコ・スクールの活用が勧められております。

平成20年3月に告示されました新しい学習指導要領の中では、持続可能な開発のための教育が明確に位置づけられ、社会、理科、地理、歴史、公民などでは内容を見直すように明記されております。このユネスコ・スクールに参加すると、カリキュラム開発や教員研修等の支援が受けられますが、報告書の作成等事務処理が発生するものの、財政的な支援等はありません。大変意義があり重要な取り組みとは思いますが、基礎基本の充実や学力の向上など当面の取り組む課題もありますので、今すぐ参加するには難しい状況にあると考えます。今後、校園長会等におきまして

紹介等させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(松本宗弘君) 7番、松本美也子議員。
- ○7番(松本美也子君) ご答弁ありがとうございました。

自主防災組織のさらなる推進活動やアクションプラン、また洪水ハザードマップについての係から出前講座をしていただくための、係の方がより専門性を持って、係の職務を全うできるように、今後人材育成も含め、そして必要な権限については再考していただきたいと思いますので、再度お尋ねをしたいと思います。

そして、何よりも住民の皆様の防災の窓口として説明責任を果たせるよう、職員 の方を合わせての人材育成もお願いをし、今後の取り組みに期待をさせていただき たいと思っております。

緊急時の指揮権限だけではなくて、いろんな形で各担当課と連携をとっていただかないと。その防災担当の係がその中心にいると申しますか、そういう形での今後の権限についても少し持たせていただければ、より係が明確になり、今後のいろんな形で町民さんに発信が明確にできるように思いますので、その点、再度町長にお尋ねしたいと思います。

自主防災組織でございますが、年々皆様方のご協力により、また自治会等のご協力により、今お聞きした数が組織として今やっていただいてるというところですけれども。自助・共助・公助という言葉がありますように、これが100%自主防災組織を立ち上げていただいて、初めて自助・共助・公助という形できちんと効果を発揮していくのではないかと思います。自主防災組織を立ち上げてなかったところが災害に遭って、多くの方の命をなくすとか、またけがをして大変な思いをしていただくということのないように、町民の皆様にこの自主防災組織をきちんと立ち上げていただくまで、やっぱり担当課として、また町として、きちんと取り組みをしていただかなくてはならないのかと思いますので、その辺ももう1点お尋ねをさせていただきます。

そして、災害時の要援護者の避難支援体制の取り組みについては、今ご答弁いただいたように、さらに取り組みを進めていただきまして、必ずこのことがきちんとなりますように、よろしくお願いをしたいと思いまして、要望にとどめさせていただきます。

そしてユネスコ・スクールでございますが、今ご答弁をいただきました。校園長会におきまして紹介等してまいりたいと考えていますというふうにご答弁をいただきました。これ、指導要綱の中にも含まれてきておりますので、決してこれだけが突出した内容ではございませんので、その関連もありますので、できれば校長先生、園長先生にお伝えしていただいて、そこから必ず教職員の方に、またこれをやりたいと意欲を燃やしてやっていただける思いに立っていただけるやもしれませんので。そこまで届くように、教職員の方まできちんとこのことが文科省からも連絡はするというふうには伺っておりますが、この辺も踏まえてお願いをしたいと思うんですけど、その点だけまたお尋ねをしたいと思います。

以上です。

- ○議長(松本宗弘君) 町長。
- ○町長(寺田典弘君) ありがとうございます。貴重なご意見をいただきましたこと に御礼を申し上げさせていただきます。

現在ご承知のとおり、今総務課のほうで担当させていただいております。松本議員おっしゃいますように、今後不測の事態、緊急を要する課題として災害ということは一番最初に念頭に置いていかねばならない重要な問題であると考えております。ただ、今の時点におきまして総務課のほうで今後担当をさせていただきながら、今併用させていただいてる係のほうで独立して今の段階ではすぐには独立できないというふうに考えておるところであります。

ただ、今後非常に重要な問題でもありますので、職員に対する十分なる育成、そして職員の自覚を促しながら、横の連携をとっていけるような組織体制をこしらえさせていただきたいと、もう少しの時間のご猶予をいただきますよう、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから2点目おっしゃいました自主防災組織でございますが、鋭意各自治会の皆様方に自主防災組織を組織していただくようにお願いをしておるところでありますが、ただ、ご承知のように非常に大きな自治会もあれば、少子高齢化の影響もありまして、十数人という自治会等も今、旧町内等においてあるところでございます。今後におきましては横の連携をとりながら、1つの自治会だけでなくて2つ、3つと連携をとった中で自主防災組織ができないかといったところも視野に入れながら、

新たに自主防災組織の組織率のアップについて図っていきたいというふうに考えて おるところでございます。

私からは以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 教育次長。
- ○教育次長(松原伸兆君) 先ほどの学校・園の啓発、啓蒙なんですけども。議員から提案いただきまして、こういう資料も私のほうにちょっと最近届いたばっかりなんですけども。こういう資料に基づきましても、いわゆる啓発、啓蒙を校長会を通して先生方に周知徹底できるように、学校は学校なりの勉強をしていただいて、よい方向に向くように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(松本宗弘君) 7番、松本美也子議員。
- ○7番(松本美也子君) 今後十分検討していただいて、設置の方向に検討していただくようお願いします。

この係がないとですね、明確でならないと、今後やっぱりうちとしては洪水ハザ ードマップ、そしてアクションプランをつくっていただいてるね、せっかくつくっ ていただいて、ここまできてますのに、これを住民の皆様にきちんと理解をしてい ただくこちらからの啓蒙、そしてこれを住民の皆様が実際に活用して、そして大規 模災害が起こったときにきちんと対応していけるように、いろんな災害の訓練も自 治会で自主防災組織を立ち上げてしていただかなくては、その意味をなさないと思 うんですね。そのためには、やっぱり防災の係、担当がなくても係の職員の方を明 確にして、その方たちが自主防災組織のところに出向き、また自主防災組織をまだ 立ち上げるのに至っていないところにまで出前講座をし、いろんなこちらから働き かけをしていただいて、きちんと立ち上げをしていただいて、それからこのハザー ドマップの皆さんに対するご説明、これ家庭でお配りして理解をせよと言うのは当 然無理な話だと思います。それで自分たちのところで、寺川の決壊が一番危ない、 今危険な状況ですけども。そうなったときにどうなるかっていう、自分たちがどう 避難をすべきか、どうするのかというところまで、きちんと住民の皆様に周知徹底 をして訓練をしていただいて、まさかのときにきちんとそういう行動が起こせるま でにしないと意味がないと思うんです。その意味では、この一番指示系統となる防

災の係を明確にして、その職員の方にいろんな専門性を持ってやっていただかない と、ここが基点にならないと何もかもが明確になっていかないと私は思います。

奈良県におきましては、台風も災害もよその県よりは少ないので、こういうことに関して起きないだろうと思って、でもとりあえず国からも連絡が来、県からも来るので、つくってるという状況ではないと信じてますので、本当に来るかもしれない、そのときに町民さんのために、絶対これをやっておかないといけないという、そういう思いでやってくださると私は信じておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

教育委員会のほうに関しては、よろしくお願いしたいと思います。 以上で終わります。

- ○議長(松本宗弘君) 町長。
- ○町長(寺田典弘君) 議員のおっしゃるとおりでございまして、不測の事態が今後 間近にも想定されておるところでございますので、いかに対応していくかというこ とにつきましては、職員一同ともども早急に体制を整えながら自覚を持って進めて いきたいという、これはもう間違いのない事実でございます。

ただ、議員今おっしゃいますように総務課に今担当課、担当係というのがございます。これを今独立させていないというような状況であります。それは当初の答弁でも述べさせていただいたような状況の中で、今そういうような状況でございます。

ですから今の段階におきましては、独立させるだけの今の余力的なものがないという状況でありますが、議員お述べの必要性については十二分に、またそれ以上に認識をしておるところでございますので、今の体制をもちまして、今後とも防災に対しまして十二分なる準備を進めるとともに、人的配置、また充実を図っていきたいというふうに考えております。

ありがとうございました。

○議長(松本宗弘君) 総務部長。

ハザードマップやね。(「はい」と松本美也子議員呼ぶ)

○総務部長(中島昭司君) 大変申しわけございません。

研修等、地域住民の皆様に防災に関します周知いたします出前トーク等につきま しては、当町におきましても実施をしていきたいと、このように考えておりますし、 いろいろな部分で住民の皆様に周知できる部分につきましては積極的にやっていきたいと、このように思っております。

○議長(松本宗弘君) 以上をもちまして7番、松本美也子議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後2時22分 散会